

Ⅲ 前期基本計画

重点施策

1. 重点施策の位置付け

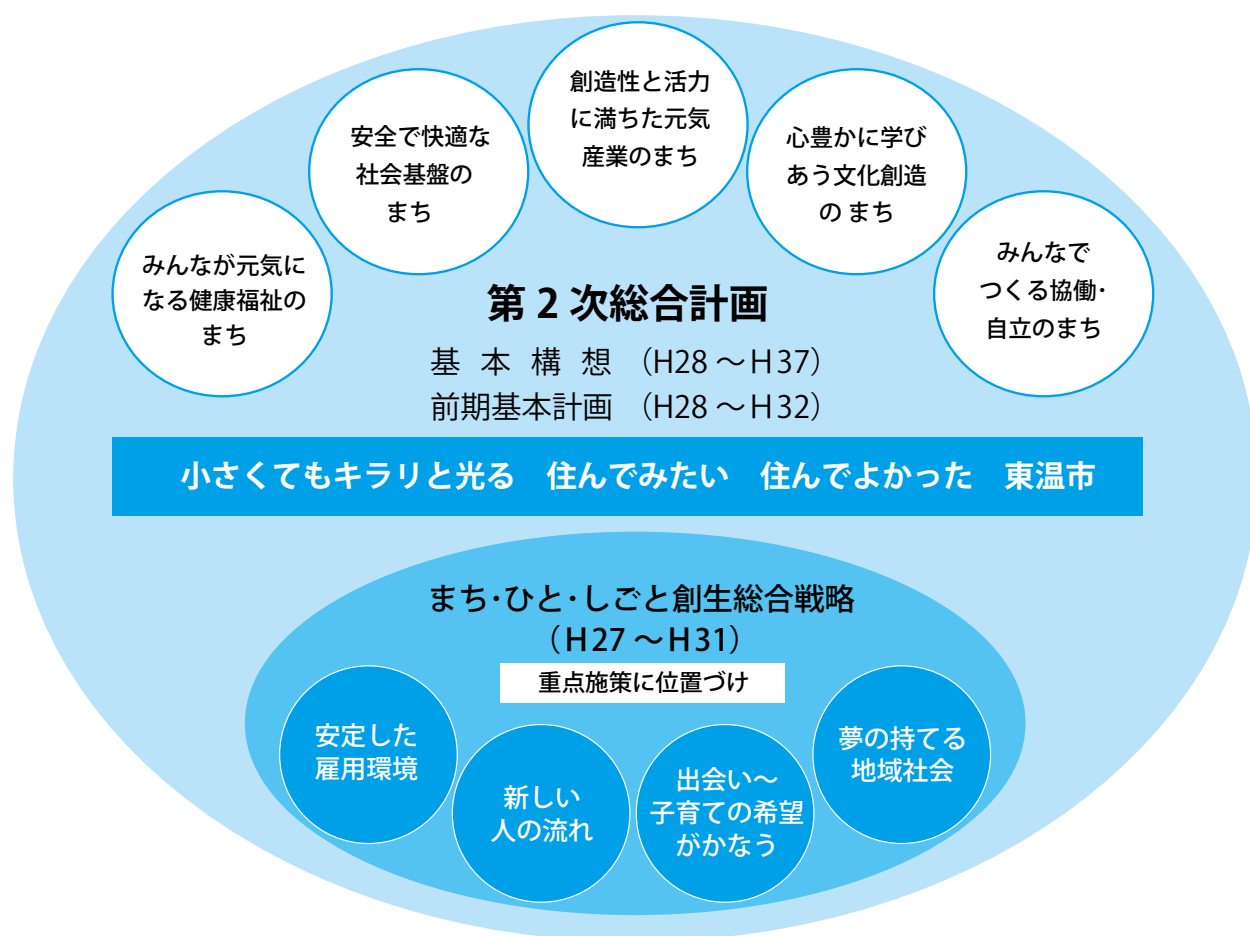
総合計画と総合戦略の関係

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、本市においても同様に、少子高齢化・人口減少の影響が懸念されています。

こうした全国的な人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、国においては、人口減少対策と地方創生を推進するための基本方針を決定し、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、平成27年10月に「東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

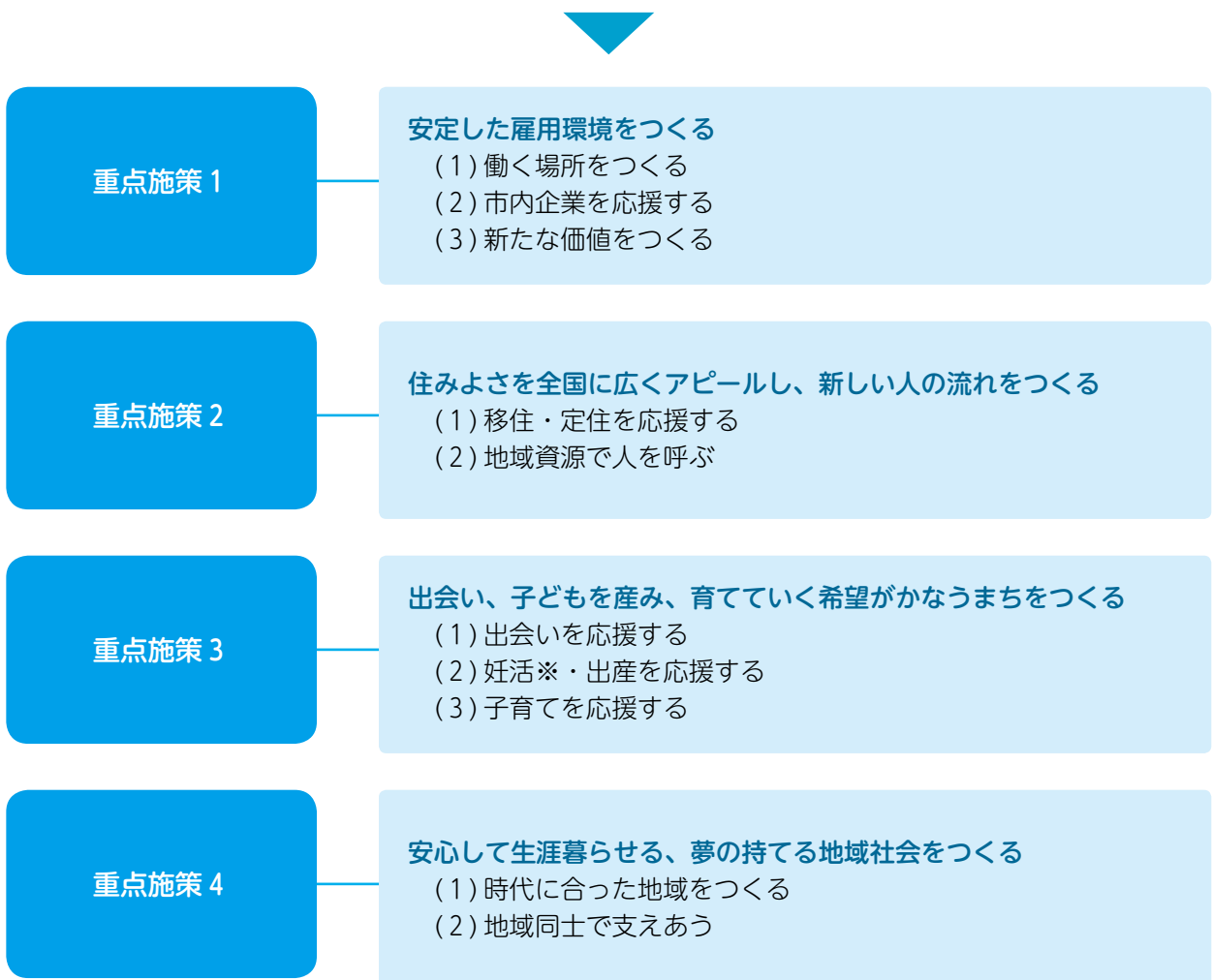
総合戦略に掲げる各施策については、本基本計画の重点施策に位置付け、より積極的に推進します。



2. 重点施策・主要施策

重点施策の体系

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進



※「妊活」とは、妊娠、出産に向けて正しい知識の習得や活動を行うことで、男女が互いに心身の正しい知識を持ち、将来の人生設計に向けて、妊娠・出産のための準備を行う活動

重点施策 1

安定した雇用環境をつくる

総合戦略 基本目標 1

本市の恵まれた立地・交通条件を生かし、企業が進出しやすい環境を整えます。
また、多様で付加価値の高い、新たな産業を育成することにより、社会経済情勢
の変化に対応する、足腰の強い産業構造の構築と就業機会の拡大を目指します。

1. 働く場所を つくる

1-1 企業誘致の推進

1. 工業団地の造成
2. スマートインターチェンジの整備
3. トップセールスによる企業誘致

1-2 起業への支援

1. 起業やキャリアアップの支援
2. 空き店舗の活用支援

1-3 農林業の振興

1. 農林業者・消費者双方に対する情報発信
2. 集落営農・6次産業化の支援
3. 林業の新たな事業化の支援

2. 市内企業を 応援する

2-1 販路拡大の促進

1. 中小零細企業への支援
2. 「逆」商談会の開催
3. 市内事業所による交流イベントの開催

2-2 愛大医学部と市内企業との連携

1. ものづくり産業の創生
2. ヘルスケア産業の創生

3. 新たな価値を つくる

3-1 とうおんブランドづくりの推進

1. 新規ブランド、ふるさと名物商品の開発
2. とうおん銘菓のブラッシュアップ

3-2 消費・需要に合わせた新産業の育成

1. 新規産業への支援
2. ICT(情報通信技術)活用による生産販路の拡大

成果目標

目標項目	単位	基準値	目標値 (H31)
雇用創出数	人	—	500
新規農林業従事者数	人	—	50

重点施策 2

住みよさを全国に広くアピールし、新しい人の流れをつくる

総合戦略
基本目標 2

地域資源を磨き上げ、PR することによって、本市のイメージアップを図るとともに、移住・定住を促進する施策に官民一体となって取り組むことで、定住人口の増加を目指します。

1. 移住・定住を
応援する

1-1 移住・定住の促進

1. 移住相談窓口の設置
2. 移住・就業体験の実施
3. UJI ターンの推進
4. お試し農業体験の実施
5. U ターン奨学金制度の創設

1-2 優良な住環境の整備

1. 空き家の活用
2. 志津川土地区画整理事業地等の分譲促進

1-3 地域情報の発信

1. 地域案内人制度の創設
2. 地方創生総合サイトの構築
3. 応援市民登録制度の創設

2. 地域資源で
人を呼ぶ

2-1 坊っちゃん劇場を核とする文化・観光振興

1. レスパシティの観光・交流拠点化
2. 坊っちゃん劇場を核とした文化交流の拠点化

2-2 観光資源の魅力強化

1. エコツーリズムによる「まちづくり型観光」の推進
2. 滑川観光資源の活用
3. サイクリングコースの開設、イベントの開催

成果目標

目標項目	単位	基準値	目標値 (H31)
休日の滞在人口率	—	2.03 (H26)	2.60
転入超過数	人	△148 (H22～H26)	300 (H27～H31)

重点施策3

出会い、子どもを産み、育てていく希望がかなうまちをつくる

総合戦略 基本目標3

既に実施している子育て支援策をより分かりやすく情報発信するとともに、共働きを前提とした子育て支援の拡充を図ることによって、安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指します。

1. 出会いを 応援する

1-1 婚活への支援

1. 婚活事業への支援
2. 縁結びサポーターの育成

2. 妊活・出産を 応援する

2-1 妊活・出産への支援

1. 特定不妊治療への助成
2. 子ども用品のリサイクル促進

3. 子育てを 応援する

3-1 三世帯同居への支援

1. 三世帯同居・近居家族への支援

3-2 子育て世帯への経済支援

1. 保育料の軽減
2. 第3子以降の保育料軽減
3. 多子世帯への住宅支援
4. 子どもの医療費助成
5. 子育て応援パスポートの発行

3-3 子育てしやすい環境づくり

1. 園児・児童預かりサービス、児童館の内容充実
2. 子育てに関するインターネット総合サイトの構築
3. ワーク・ライフ・バランス、働き方の見直し支援
4. 出産後の職場復帰・再就職の支援
5. ファミリー・サポート・センターの充実

3-4 特色ある教育の推進

1. ふるさと教育・キャリア教育の推進
2. 地域の伝統・歴史等の教育の充実

成果目標

目標項目	単位	基準値	目標値 (H31)
20代後半女性の未婚率	%	62.7 (H22)	58.0
合計特殊出生率	—	1.40 (H27)	1.53

重点施策 4

安心して生涯暮らせる、夢の持てる地域社会をつくる

総合戦略
基本目標 4

市民の力を市政に生かすとともに、他市町と連携して広域的な視点で社会、経済構造の転換を図ることにより、誰もが夢と生きがいを持って、生き生きと暮らせる生産性の高いまちの実現を目指します。

1. 時代に合った
地域をつくる

1-1 市民と連携したまちづくりの強化

1. 市民ワークショップの開催
2. 市民提案事業への助成
3. まちづくり団体等の育成
4. 多世代交流拠点の整備
5. 地域通貨制度の創設

1-2 集落の維持・活性化

1. 地域人材・外部人材活用による集落活性化
2. 中山間地域における住民主体の取組支援

1-3 アクティブシニアの推進

1. シニア人材の発掘、登録、活用
2. シニア人材活躍の場としてのサロンの整備

2. 地域同士で
支えあう

2-1 広域連携による地域の活性化

1. 松山圏域連携中枢都市圏の形成

成果目標

目標項目	単位	基準値	目標値（H31）
東温市に住み続けたいと思う 市民の割合（16～22歳）	%	68.0 (H27)	75.0
生活に生きがいがあると感じる 高齢者の割合	%	74.2 (H27)	80.0

第1章 みんなが元気になる健康福祉のまち

政策① 生涯健康づくりの推進

目標 市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯健やかに暮らすことのできるまちを目指します

取り組み施策

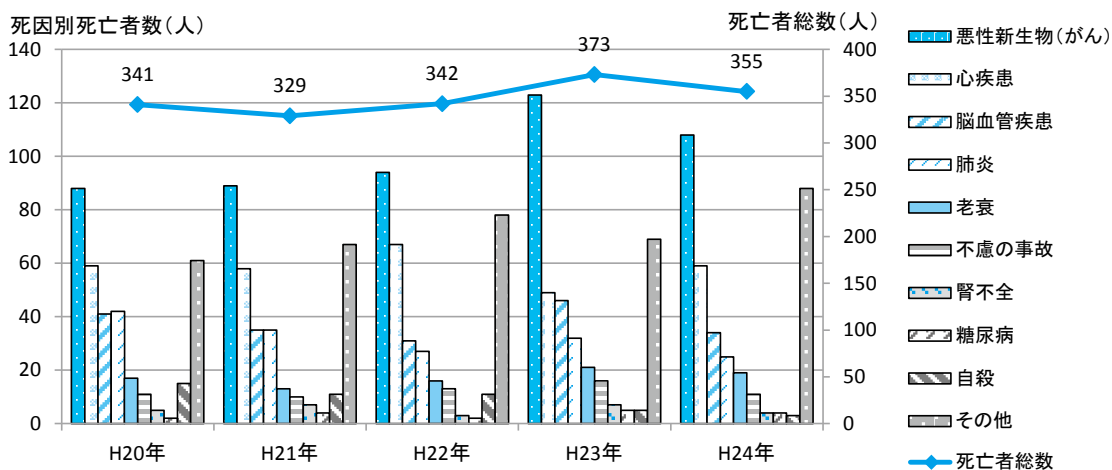
生涯健康
づくりの推進

- 1 地域保健・地域医療体制の充実
- 2 母子保健の推進
- 3 成人保健の推進
- 4 精神保健の推進
- 5 難病・感染症対策の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
自分が健康だと思う人の割合	%	68.6	75.0
幼児健康診査の受診率	%	1.6歳児 93.5 3歳児 88.4	1.6歳児 100.0 3歳児 100.0
各種がん検診受診率 (精密検査受診率)	%	肺 28.3 (94.4) 胃 25.8 (90.0) 大腸 38.8 (82.7) 子宮 51.3 (68.0) 乳 59.5 (88.2)	肺 40.0 (100.0) 胃 40.0 (100.0) 大腸 40.0 (100.0) 子宮 60.0 (100.0) 乳 65.0 (100.0)

◇主要死因別死亡者数の推移



資料：愛媛県保健統計年報

現状と課題

国では、医療制度改革やメタボリックシンドロームの概念を導入した対策により、生活習慣病の発症予防や重症化予防が重要視されるなど健康分野の取り組みは大きく変化しています。

本市では、愛媛大学医学部、東温市医師会・歯科医師会の協力を得て、県下でも有数の健康診査体制のもと、生活習慣病の予防に取り組んでいます。また、健康づくりに関する自主組織活動への支援を行っています。

しかし、生活習慣病が死因の半数を占める状況で、発症予防に重点をおいた保健事業の充実とともに、重症化予防に関する対策も重要となっており、併せて生活習慣病と深い関わりを持つ食に関する知識を身につけるため、関係機関等と連携した食育の推進を継続して行うことも必要となります。

また、健やかな子どもを産み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化に伴う精神保健に関するニーズの高まりへの対応などが求められています。

このため、「東温市健康増進計画」及び「東温市食育推進計画」に基づき、きめ細かな保健サービスの提供に努める必要があります。

医療については、県下に類をみない恵まれた環境にありますが、幅広いサービスが求められるため、市内外の関係機関との連携・協力体制の一層の強化を図る必要があります。

今後発生が危惧される新感染症についても、「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、危機管理に努める必要があります。

取り組みの方向性

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最上位目標に掲げた健康づくりを推進していく必要があります。そのために生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康を支え守るためのソーシャルキャピタルの活用を通じたライフステージごとの健康づくりを総合的に支援する環境整備等に努めます。

また、多様な医療ニーズや各種医療制度改革、さらには大規模災害時や新感染症発生時等の医療救護体制の確保など地域医療体制づくりが求められており、特に、救急医療体制の安定確保や、災害時等医療救護活動体制の整備を推進します。



集団健診

主な取り組み

施策1 地域保健・地域医療体制の充実

- ① 本市の健康づくりの拠点として、保健・福祉の総合的な拠点施設の整備を行うとともに、川内健康センターなどの既存施設については、保健・福祉関連事業を実施するための環境整備に努めます。
- ② 平成26年3月に策定した「東温市健康増進計画 健康とうおん～いきいきプラン～（第2次）」及び「第2次東温市食育推進計画」に基づく施策を総合的、計画的に推進します。
- ③ 各種健康診査の受診結果やアンケート調査結果などの健康情報を適切に管理するとともに、健康づくり推進協議会の充実、保健所・愛媛大学医学部・東温市医師会・東温市歯科医師会との連携強化のもと、地域の健康課題の調査・研究、分析・評価を継続して実施し、科学的根拠に基づく保健事業を推進します。
- ④ 関連部門が一体となって、広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等を図り、市民の健康管理意識の高揚を図るとともに、健康づくりに関する自主組織などの活動支援による地域ぐるみの自主的な健康づくりを促進します。
- ⑤ 医療ニーズの高度化、多様化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、市内外の医療機関との協力体制や広域的連携の一層の強化、地元医師会などによる救急医療体制の安定を図り、地域医療体制の一層の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●総合保健福祉センター建設事業 ●救急医療対策事業
●食育推進事業

施策2 母子保健の推進

- ① 乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる切れ目ない子育て支援体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保やすべての子どもが健やかに育つ環境整備に努めます。

【具体的な事業】 ●母子各種健康診査事業

施策3 成人保健の推進

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化及び役割分担のもと、市民が積極的に健康づくりに取り組むことができるよう社会全体で支えあう環境づくりに努めます。
- ② 「東温市健康増進計画 健康とうおん～いきいきプラン～（第2次）」に基づき、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、生活習慣病の発症や重症化予防のため、健康相談や家庭訪問を実施するとともに、健康教育により、健康づくりのための正しい知識の啓発を推進します。

【具体的な事業】 ●健康教育等事業 ●各種健康診査事業

施策4 精神保健の推進

- ① 精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰、自立のための支援に努めます。

【具体的な事業】 ●精神保健福祉事業

施策5 難病・感染症対策の推進

- ① 保健所や市内の医療機関との連携のもと、結核や、肝炎・エイズなどの新感染症や難病等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ② 平成21年4月に発生した新型インフルエンザや、今後発生が危惧される強毒性新型インフルエンザ等の対策について、平成27年3月に作成した「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、日頃から市民に対して感染症の予防や発生時の対応の周知に努めます。
- ③ 国、県の方針に沿って、新たな予防接種の実施には、迅速な対応に努めます。

【具体的な事業】 ●各種予防接種事業

関連する個別計画

- 東温市健康増進計画「健康とうおん～いきいきプラン～（第2次）」（平成26年3月）
- 第2次東温市食育推進計画（平成26年3月）
- 東温市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月）

政策② 地域福祉体制づくりの推進

目標 誰もが住み慣れた地域で、ともに支えあいながら、生き生きと暮らせるまちを目指します

取り組み施策

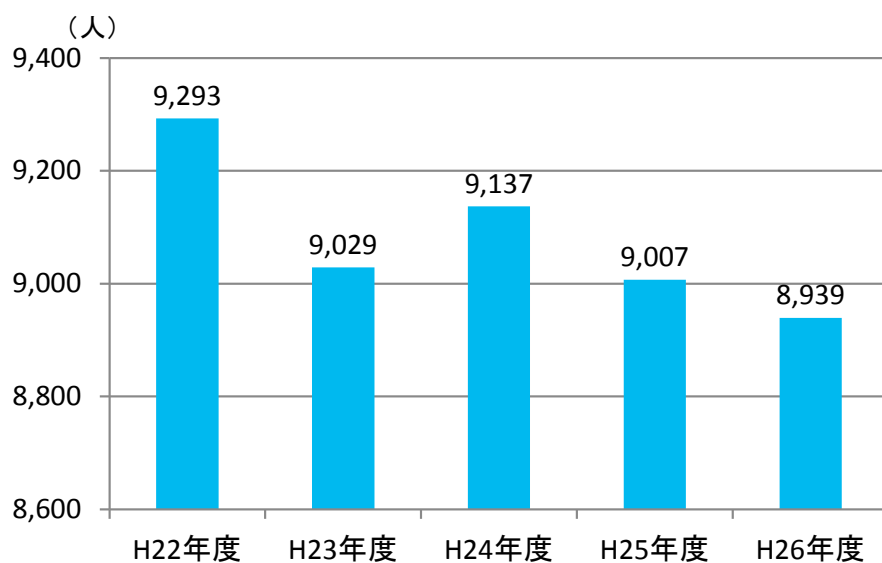
地域福祉体制
づくりの推進

- 1 地域福祉活動推進体制の整備
- 2 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
ボランティア（福祉）登録者数	人	1,050	1,200
社会福祉協議会会員数	人	8,939	9,100

◇社会福祉協議会会員数の推移



現状と課題

近年の出生率の低下と平均寿命の伸びにより少子高齢社会が加速し、地域における支えあいの機能や家庭内での介護能力の低下が懸念され、地域の絆やコミュニティの重要性が見直されている中で、複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを進めるためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本市では、これまで、社会福祉協議会が、市から受託した高齢者・障がい者・子どもなどに対する各種福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動を促進しながら、地域に密着した様々な活動を展開しており、地域福祉活動の中核的な役割を担ってきました。

また、本市には、地域福祉の担い手である66名の民生児童委員が設置されており、地域の相談窓口として機能しているほか、社会福祉事業の普及に努めています。

しかし、今後、少子高齢化は急速に進行し、援護を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想されます。

そのため、地域においてお互いに支えあう社会を目指して、新たな地域福祉の担い手の確保に向けて、幅広い年代の人々の福祉活動への参画を促進し、市民総参画の地域福祉体制を推進していく必要があります。

取り組みの方向性

少子高齢化などの社会環境の変化が進み、核家族や独居高齢者が多くなっていくことが懸念される中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域で支えあう体制を構築していくことが重要です。今後とも、社会福祉協議会、民生児童委員、各種関係団体との連携、協力のもと、多種・多様化、また複雑化する市民のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供が図られるよう一層の体制づくりを進めます。

主な取り組み

施策1 地域福祉活動推進体制の整備

- ① 高齢者、障がい者、子どもなど、同じ地域で生活する住民がお互いを支えあう共助による地域福祉を実現するため、地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、庁内関連部門と関係機関・団体相互の連携や協力体制を強化し、各種サービスや活動についての周知に努め、総合的な情報提供・相談体制の整備を図ります。

【具体的な事業】 ●民生児童委員協議会支援事業

施策2 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- ① 社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業の展開などを図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。
また、地域福祉の担い手として活動する福祉ボランティアやNPO法人の育成、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を促進します。

【具体的な事業】 ●社会福祉協議会支援事業

関連する個別計画

- 東温市障害者基本計画（平成27年3月）
- 第4期東温市障害福祉計画（平成27年3月）
- 東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月）
- 東温市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）



社会福祉大会



民生児童委員協議会総会



救命講習（民生児童委員）



仲間づくり事業（社会福祉協議会）

政策③ 高齢者施策の充実

目標 地域全体で支えあい、生きがいを持って元気に暮らせるまちを目指します

取り組み施策

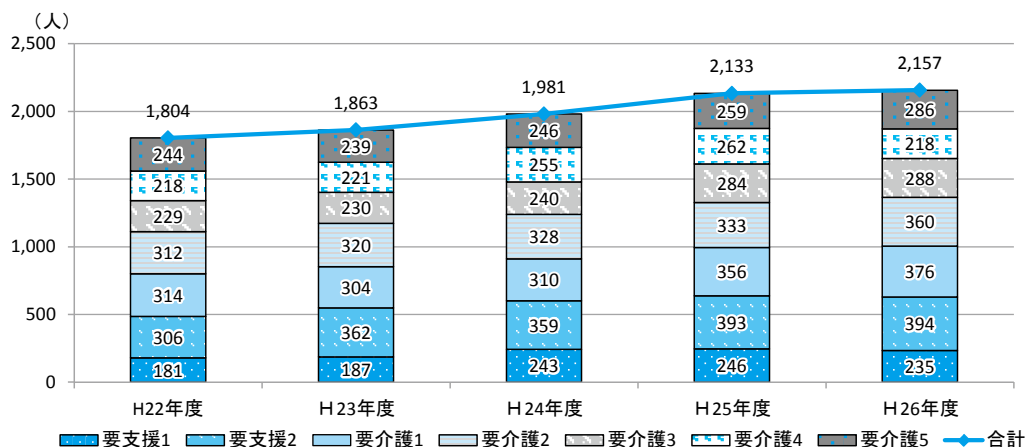
高齢者施策の充実

- 1 介護予防と地域支援事業の推進
- 2 福祉サービスの提供と生きがいづくり
- 3 充実した介護サービスと適正な運用
- 4 地域で支えあう安心なまち

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
自立高齢者の割合	%	76.5	76.5
シルバー人材センター会員数	人	225	240

◇介護度別要介護者の推移



現状と課題

我が国では、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年に向けてますます高齢化が進み、本格的な超高齢社会を迎えることとなります。また、認知症高齢者においても、平成37年には約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みです。

本市の65歳以上の高齢化率（平成27年4月1日現在住民基本台帳）は27.63%で、約4人に1人が高齢者となっています。今後も、高齢化は確実に進行し、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、独居高齢者の増加、核家族化や女性の社会進出による家族介護力の低下などが一層進むことが予想され、高齢者施策の充実は極めて大きな課題となっています。

このような中、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、「介護保険法」の改正が行われました。

これを受け、本市においても、介護保険制度の持続可能性を高め、地域包括ケアシステムの拡充・強化を図るため、「東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を平成26年度に策定しました。

今後は、この計画に基づく施策や事業を総合的・計画的に推進し、すべての高齢者の尊厳が守られ、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、医療や介護、生活支援、住まいを包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。

取り組みの方向性

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向けて、医療費や介護の需要がさらに増加することが予想されるため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）や介護給付費適正化事業等の推進により、地域の実情に応じた持続可能な介護保険事業運営に努め、高齢者が安心して、生き生きと暮らせるまちづくりに取り組みます。

主な取り組み

施策 1 介護予防と地域支援事業の推進

- ① 介護保険事業を安定して継続させるためには、すべての高齢者が介護予防を日常生活に取り入れ継続して行うことができるように内容の充実や体制整備を図ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、地域のニーズなどを踏まえた上で推進します。

【具体的な事業】 ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●包括的支援事業
●任意事業

施策 2 福祉サービスの提供と生きがいづくり

- ① 住み慣れた自宅や地域において快適で豊かな暮らしを続けられるよう、日常生活の充実を図り、個々の能力に応じた生活が送れる福祉サービスの提供に努めます。
- ② 高齢者の持つ豊かな経験や知識、技能を生かし、働くことや学ぶことを継続しながら、生きがいを持って暮らすことができる施策を推進します。

【具体的な事業】 ●はり、きゅう及びマッサージ施術費助成事業
●長寿祝事業 ●緊急通報体制整備事業

施策 3 充実した介護サービスと適正な運用

- ① 介護を必要とする高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を送るためには、必要なサービスを必要なときに利用できる環境整備が重要です。そのため、介護保険サービス事業所と連携を図りながら、地域の実情に応じた適切な介護保険サービスの提供に努めます。

【具体的な事業】 ●介護認定審査会及び介護認定調査等事業
●介護給付適正化事業

施策4 地域で支えあう安心なまち

- ① 地域における見守りや生活支援などを通じて、孤立化のおそれのある高齢者世帯を支えあう体制を構築していくとともに、災害時などにおける要援護者支援を推進します。
- ② 虐待や振り込め詐欺などを防止するため、地域包括支援センターと連携し、地域住民への普及・啓発などに努めます。
- ③ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置など、認知症の方やその家族を支える体制の整備を進めます。
- ④ 認知症ケアパスの活用をはじめ、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ⑤ 積極的に活躍するアクティブシニアを広く発掘・発信し、生きがいを持って活躍できる環境づくりを進めます。

【具体的な事業】 ●地域包括支援センター活動支援事業
●アクティブシニア応援事業

関連する個別計画

■ 東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月）



脳トレ大学



老人クラブ運動会

政策④ 障がい者施策の充実

目標 障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるまちを目指します

取り組み施策

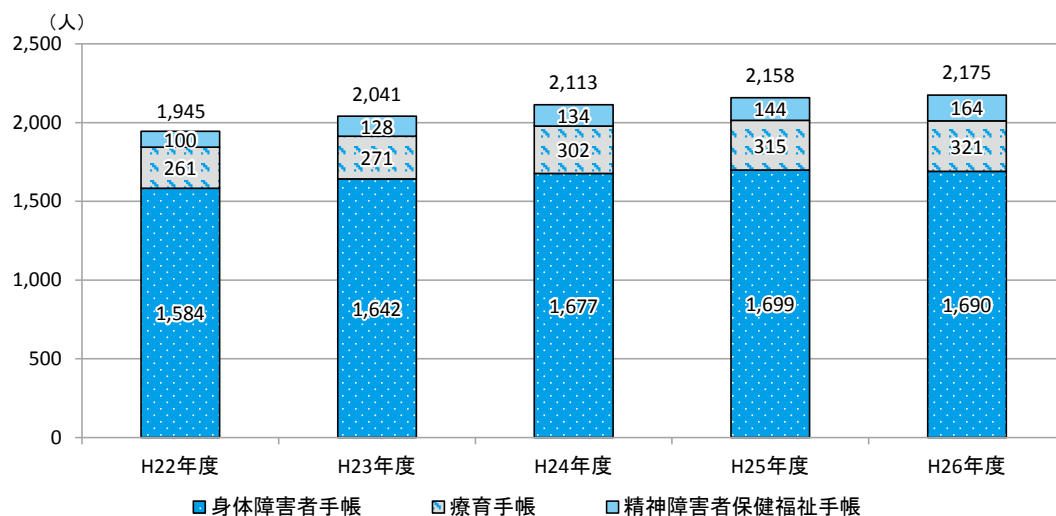
障がい者施策の充実

- 1 地域における支援体制の整備
- 2 暮らしやすい地域生活への移行の促進
- 3 安全・安心なまちづくりの推進
- 4 障がいのある人の自立と社会参加の実現
- 5 障がいのある子どもたちの成長支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
就労移行支援サービス月間利用者数	人	12	16
障がい児保育受け入れ人数	人	39	50

◇各種手帳所持者数の推移



現状と課題

近年、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、障がい者の増加、高齢化をはじめ、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化が進んでおり、障がい者施策の一層の充実が求められています。

本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、自立して社会に参加し、支えあう共生社会の実現を目指して、各種障がい者施策を推進しています。

平成26年4月現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,690人、療育手帳所持者は321人、精神障害者保健福祉手帳所持者は164人となっており、障がい者数は増加傾向にあります。

関係機関と連携しながら、手帳の交付をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成などの経済的支援、介護給付、就労支援、相談支援、日常生活用具や補装具の給付など、各種障害福祉サービスの提供を実施しているほか、独自の事業として、タクシー利用に対する助成も行っています。

また、県立の特別支援学校や、民間法人などによる生活介護事業所、就労支援事業所、障害者支援施設等の各種障害者施設が設置されており、これらと連携しながら障がい者施策の推進に努めています。

今後は、これまでの障がいの種類を越えたサービスの一元化や事業体系の再編をはじめ、「障害者総合支援法」による大幅な制度改革を踏まえ、「東温市障害福祉計画」に基づいた施策を総合的、計画的に推進し、障がい者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会の実現を目指す必要があります。

取り組みの方向性

これまで、「自立と共生のまちづくりをめざして」を基本理念として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、安心して自立した生活ができるまちづくりを目指してきました。

今後もこの理念のもと、新たな障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、数値目標を踏まえたサービス等の提供体制を確保し、各種事業の充実を図ります。

また、子育て支援施策との連携を図り、障がい児支援の体制整備を推進します。

主な取り組み

施策1 地域における支援体制の整備

- ① 市民や行政職員の障がいに対する理解と意識向上を図り、障がいのある人となない人が交流する機会の創出や、交流事業の積極的な支援に努めます。
- ② 障がいを理由とした差別や虐待の防止を含む権利擁護事業や成年後見制度を広く周知するとともに利用を支援します。
- ③ 障がい者団体、NPO 法人等、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

【具体的な事業】 ●地域生活支援事業（地域活動支援センター運営事業）

施策2 暮らしやすい地域生活への移行の促進

- ① 行政関連の情報のみならず幅広く情報や知識を得ることができるよう、多様な方法により情報の提供を行うとともに、障がいのある人の日常的な不安の解消と自立支援に向け、体制の強化を図ります。
- ② 保健、医療、福祉の連携により、障がいのある人が受診しやすい環境の整備に努めます。
- ③ 障害福祉サービス事業者の確保や事業拡大の促進、障がい特性に応じた提供体制の確保に努めます。

【具体的な事業】 ●心身障害者扶養共済制度事業
●地域生活支援事業（基幹相談支援センター運営事業）
●自立支援給付事業（障害福祉サービス、自立支援医療給付事業）
●地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修事業）
●重度心身障害者医療費助成事業

施策3 安全・安心なまちづくりの推進

- ① ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進するとともに、自然災害など緊急時における障がい者の生活を支援する体制の強化を図ります。
- ② 防災・避難情報の提供、避難所でのケアなど、災害時支援体制の再構築を進め、災害から障がいのある人を守る体制強化を図ります。
- ③ 障がいのある人が気軽に外出できるよう、移動支援の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●自立支援給付事業（同行援護、行動援護）

施策4 障がいのある人の自立と社会参加の実現

- ① 障がい者雇用についての啓発活動を充実し、就労機会や就労の場の確保など雇用機会の拡大を図ります。
- ② 障がいの有無に関係なく学習の機会が得られるよう、生涯学習環境を整備するため、社会教育施策・事業の充実を図ります。
- ③ 障がいのある人が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう支援します。

【具体的な事業】 ●自立支援給付事業（障害福祉サービス給付事業）

施策5 障がいのある子どもたちの成長支援

- ① 障がいの早期発見、相談、指導、教育への流れがスムーズに行えるよう、地域における療育支援システムの充実を図ります。
- ② 誰もがともに学びあう環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて検討し、子どもたちの豊かな人格形成のため、学校教育の充実に努めます。
- ③ 利用ニーズの高い放課後等デイサービスについて、利用者が必要とするサービス量が支給できるよう、民間事業所の施設整備に対する支援など、事業の推進を図ります。

【具体的な事業】 ●自立支援給付事業（障害児通所給付事業）
●地域生活支援事業（日中一時支援、タイムケア事業）

関連する個別計画

- 東温市障害者基本計画（平成27年3月）
- 第4期障害福祉計画（平成27年3月）

政策⑤ 子育て支援の充実

目標 結婚や子育てに夢を持ち、地域全体で支援する、子育てをしたいと思えるまちを目指します

取り組み施策

子育て支援の充実

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 婚活への支援
- 5 三世帯同居への支援
- 6 妊娠・出産への支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
放課後児童クラブ数	クラブ	5	12
ファミリー・サポート・センター 利用人数	人	614	1,000
保育所入所待機児童数	人	0	0
病児・病後児保育利用人数	人	323	500

現状と課題

近年の都市化の進行と核家族化、女性の社会進出などを背景とした家族機能の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てについての不安・悩みや親の孤立感を増大させています。

本市では、平成22年に「東温市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかし、本市においても、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、子育てに不安や孤立感を感じている家庭は少なくないというのが現実です。また、共働き家庭やひとり親家庭・非正規雇用割合の増加などにより、仕事と子育ての両立が困難な状況が発生するなど、様々な問題が生じています。

これらのことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していく必要があります。

取り組みの方向性

平成26年度に策定した「東温市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策に取り組めます。

また、結婚・出産・子育てがしやすい環境を整備するとともに、ひとり親家庭の支援や三世代同居の推進を図り、少子化対策に努めます。



ファミリー・サポート・センターとうおん「ファミサポ広場」

主な取り組み

施策 1 地域における子育て支援の充実

- ① 子育て世代の親を孤立させないよう、民生児童委員、家庭児童相談員等の子育て支援関係者によるネットワークを形成し、情報提供や相談体制の充実を図るなど、きめ細かな支援を行います。
- ② 放課後子ども教室、放課後児童クラブなど、学校、家庭、地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めます。

- 【具体的な事業】
- 未熟児養育医療事業
 - 児童手当支給業務
 - 放課後児童クラブ等運営事業
 - 地域子育て支援センター運営事業
 - 赤ちゃん訪問事業
 - 児童館管理運営事業
 - 要保護児童対策事業
 - 子ども医療費助成事業
 - 子ども用品リサイクル促進事業
 - 子育て応援パスポート発行事業
 - 児童福祉施設等人材バンク活用事業
 - ファミリー・サポート・センター拡充事業
 - 多子世帯住宅支援事業

施策 2 乳幼児期の教育・保育の充実

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を支援しながら、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、それぞれがその役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に努めます。

- 【具体的な事業】
- 幼稚園・保育所運営事業
 - 市立保育所電気空調設備改修事業
 - 幼稚園・保育所施設改修事業
 - 病児病後児保育事業
 - 多子世帯保育料等軽減事業
 - 私立幼稚園就園奨励事業

施策3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ① 年々増加する母子・父子家庭などのひとり親家庭に対する自立・就業支援や経済的支援の充実を図るなど、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

【具体的な事業】 ●母子父子自立支援事業

施策4 婚活への支援

- ① 結婚に関する意識啓発や、民間で実施している婚活事業への参加促進を図るなど、未婚化、晩婚化の解消に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】 ●婚活支援事業 ●縁結びサポーター育成事業

施策5 三世代同居への支援

- ① 共働きが多い状況の中、子どもを安心して産み育てられ、温かくにぎやかな家族環境の形成など、高齢者も安心して暮らせる快適な住環境を創るため、三世代同居への支援を目的として、きめ細かな少子化対策の取り組みを推進します。

【具体的な事業】 ●三世代同居支え愛家族支援事業

施策6 妊娠・出産への支援

- ① 妊娠や出産に関し、様々な悩みを持つ方を対象に、精神的、経済的負担の軽減が図られるよう、支援体制の整備・強化に努めます。

【具体的な事業】 ●不妊に関する相談業務 ●特定不妊治療費助成事業
●女性の職場復帰・再就職支援事業

関連する個別計画

- 東温市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）
- 保育所改修基本計画（平成27年3月）
- 東温市教育大綱（平成28年2月）

政策⑥ 社会保障の充実

目標 誰もが安心して、自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します

取り組み施策

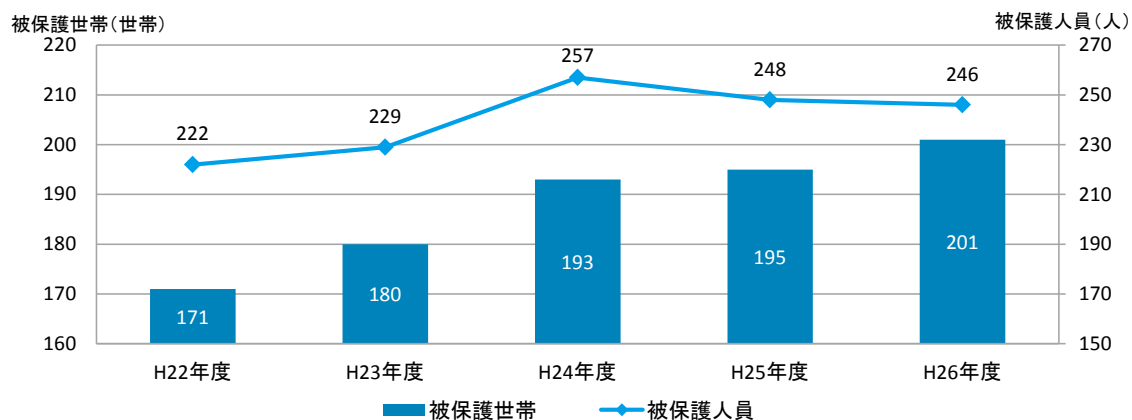
社会保障の充実

- 1 生活困窮者への適切な対応
- 2 医療保険制度の適正な運用
- 3 国民年金制度の啓発

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
生活保護から脱した世帯数	世帯	2	10
国民健康保険税収納率	%	93.9	95.0
後期高齢者医療保険料収納率	%	99.8	100
特定健康診査受診率	%	31.1	38.0

◇生活保護実施状況の推移



現状と課題

少子高齢化の進行や家族形態の変化などを背景に、全国的に生活保護受給世帯は増加傾向にあります。

本市においても、生活保護受給世帯は年々増加し、平成26年度末は201世帯となっています。

計画的かつ組織的な対応のもと、保護の適正実施に努めるとともに、実態に即した総合的な支援施策を展開していく必要があります。

また、国民健康保険制度は、疾病や負傷などの際に安心して医療を受けられるよう、被保険者が支えあう医療保険の柱として、人々の健康を守る上で重要な役割を果たしています。

本市の平成26年度末の加入状況は、世帯数4,779世帯、被保険者数7,885人となっています。近年、高齢化や医療の高度化などによる医療費の増大、厳しい経済情勢等に伴う保険税収納率の低下が進み、財政状況は極めて厳しい状況です。そこで、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担っていくため、制度の安定化が期待されているところです。

国民年金制度は、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代にとっても、不安のない生活を保障するものとして、必要不可欠なものです。本市の平成26年度末の被保険者数は6,881人となっていますが、今後、少子高齢化が進む中、年金制度のさらなる充実が必要です。

取り組みの方向性

社会保障の各種制度は、そのほとんどが法令等で定められているため、市町村の独自の取り組みは困難な状況にあります。急速な少子高齢化の進展によって、市民生活における医療、年金などの社会保障制度に対する期待と不安はとて大きくくなっていることから、市民が健康で安心して暮らせるように、社会保障制度の適正な運用に努めます。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を図り、総合的な生活支援の実施に努めます。

また、国民健康保険制度は、保険者の広域化等、各種の制度改正が検討されているため、国の動向を注視しながら、健全な財政による安定した制度の確立を目指します。

主な取り組み

施策1 生活困窮者への適切な対応

- ① 他の法律、制度の活用や関係機関との連携などにより自立支援の充実を図ります。
- ② 保護の相談時における助言指導や収入状況などの調査の徹底、就労支援を推進し、保護の適正実施に努めます。

【具体的な事業】 ●生活保護事業 ●生活困窮者自立支援事業

施策2 医療保険制度の適正な運用

- ① 国民健康保険については、特定健診や保健指導などの保健事業を充実強化し、被保険者の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、レセプト点検やジェネリック医薬品の利用促進などによる、医療費の低減を図ります。
- ② 口座振替の促進、滞納者に対する納税相談・指導等を積極的に行い、保険税収納率の向上を図ります。
- ③ 後期高齢者医療制度については、愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度の周知や被保険者証の交付、各種申請書の受付業務及び保険料の徴収を適切に行うことにより制度の適正な運用に努めます。

【具体的な事業】 ●特定健康診査・特定保健指導事業 ●国民健康保険事業
●後期高齢者医療事業

施策3 国民年金制度の啓発

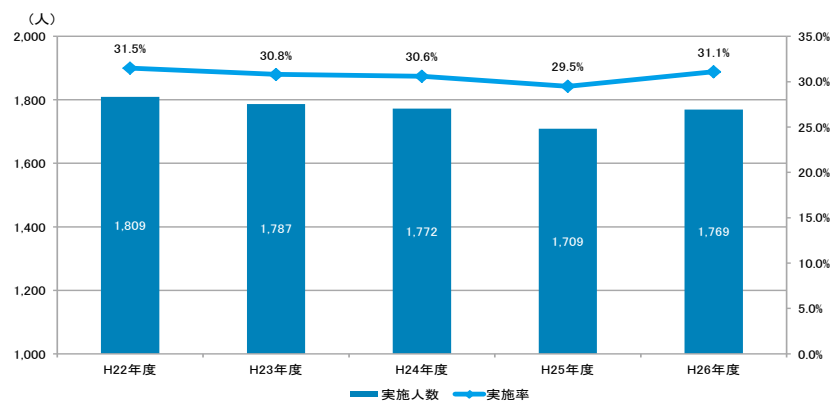
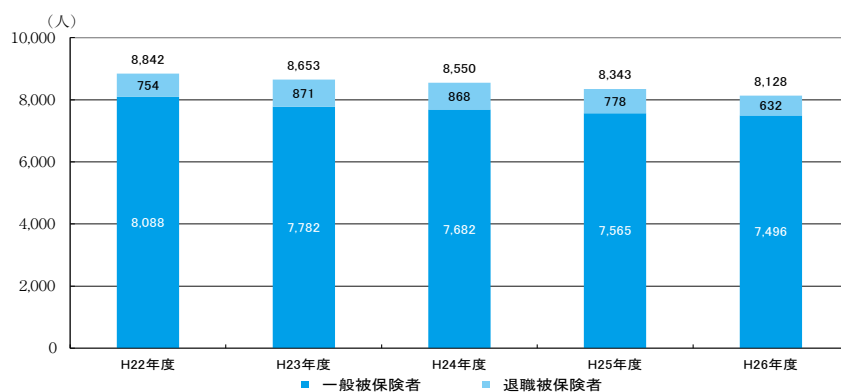
- ① 広報紙などを活用した広報・啓発活動の推進や、年金相談窓口の充実などを図り、国民年金制度への市民の理解と関心を高めます。
- ② 関係機関と連携し、未加入者の解消及び保険料納付の奨励を図ります。

【具体的な事業】 ●国民年金事業

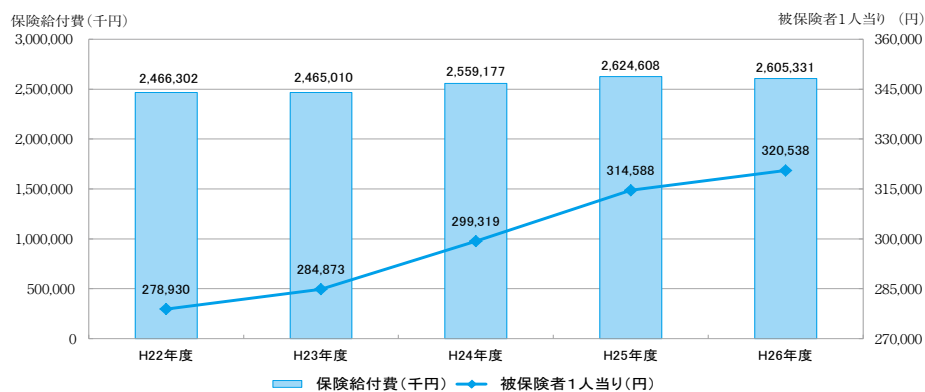
関連する個別計画

- 第2期東温市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成25年3月）
- 東温市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成27年3月）
- 東温市税徴収計画（毎年）

◇特定健診受診率の推移

◇国民健康保険 被保険者数及び保険給付費の推移
〈被保険者数〉

〈保険給付費〉



第2章 安全で快適な社会基盤のまち

政策① 安全・安心な都市基盤の整備

目標 適正な土地利用を推進し、安全・安心な住みやすいまちを目指します

取り組み施策

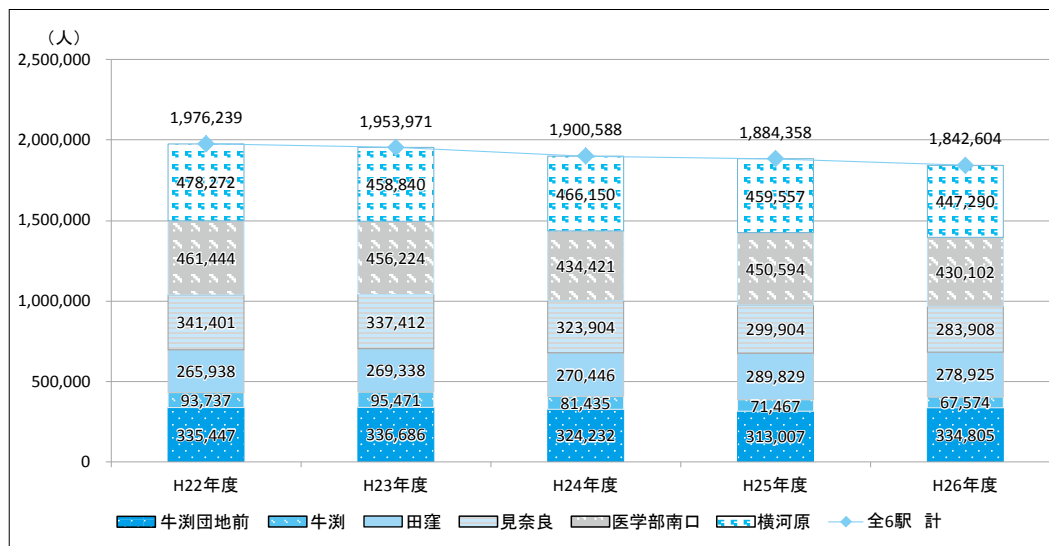
安全・安心な
都市基盤の整備

- 1 適正な土地利用の推進
- 2 安心して暮らせる市街地の整備
- 3 市内道路網の整備促進
- 4 まちづくりと連携した公共交通網の形成
- 5 身近な公園・緑地の整備

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
土地区画整理事業及び地区計画の実施面積	ha	93	125
市道改良率	%	54.3	60.0
市内鉄道駅の利用者数	千人	1,842	1,976
市民1人当たり公園面積	m ²	12.1	12.4

◇伊予鉄道横河原線各駅 年間利用者数の推移



現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全・安心で快適な住環境と産業・文化の集積を促すものであり、人々の定住と交流を図る重要な基盤です。

本市は、恵まれた立地条件にあることから多様な都市機能の集積が進みつつありますが、人口減少への対応に向けたまちづくりが課題となっています。

今後は、都市的魅力を生み出す拠点の形成、工業・商業の産業立地の適正な誘導、車に依存する社会からの変革等が必要となっています。

このため、計画的な市街地整備の継続、住民生活や地域の経済活動を支え、地域間の交流を促進する市内道路網の安全性、利便性の一層の向上を図るとともに市民ニーズに即した公共交通機関の維持・確保、利便性の向上等を進めていく必要があります。

また、公園・緑地は、いこいの場であるとともに、環境・景観の保全機能や防災機能を持つ重要な施設であることから、身近な公園の計画的な整備や既存公園の老朽化した施設への対応や維持管理体制の充実を図っていくことも重要となっています。

取り組みの方向性

計画的土地利用の推進による良好な市街地形成と産業立地の適切な誘導に努めるとともに、まちづくりと連携した公共交通網の形成を図り、各地域の実情に適応したまちづくりを進めます。

また、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進め、市内道路網の安全性、利便性の向上を図り、環境・景観に配慮したうるおいのある道路空間づくりを進めます。



歩道整備（樋口東温高校線）



下窪公園

主な取り組み

施策1 適正な土地利用の推進

- ① 土地利用に関する部内調整及び地籍調査成果の有効活用など、庁内体制の充実に努め、「東温市都市計画マスタープラン」や「農業振興地域整備計画」などの土地利用関連計画の総合調整を図り、全市的に整合性のとれた土地利用を推進します。
- ② 広報・啓発活動の推進などを通じ、土地利用関連計画や関連法、条例等についての周知に努めるとともに、一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用への誘導を図ります。

【具体的な事業】 ●都市計画マスタープラン改定業務 ●地籍調査事業

施策2 安心して暮らせる市街地の整備

- ① 市街地整備にあたっては、人と環境にやさしく歩いて暮らせるまちの実現に向け、安全で歩きやすい歩行空間の創造、公共交通機関の利用促進、環境・景観の保全と創造、防災機能の向上などに留意した整備を総合的に推進します。
- ② 土地区画整理事業や地区計画など、地域の特性に応じた市民参画の整備手法により、基盤施設の先進的、一体的整備を進め、土地の高度利用を図ります。
- ③ まちの玄関口として駅周辺の環境整備に努めるとともに、商店街の環境・景観整備を推進し、にぎわいのある拠点づくりを推進します。
- ④ 工業系地域においては、優良企業や試験研究機関などの誘致に努めるとともに、住工混在の防止及び解消に努めます。

【具体的な事業】 ●狭あい道路整備等促進事業 ●横河原駅周辺整備事業
●木造住宅耐震診断・耐震改修事業

施策3 市内道路網の整備促進

- ① 市全体の発展拡大に向け、国・県道の整備促進を積極的に要請し、市道の整備・管理にあたっては、防災への備えはもとより、バリアフリー化などに配慮した人と環境にやさしい道路空間づくりを進めるとともに、市民による道路管理を促進します。

【具体的な事業】 ●道路橋梁新設改良事業 ●道路橋梁維持修繕事業
●公共用財産管理事業 ●スマートインターチェンジ整備事業

施策4 まちづくりと連携した公共交通網の形成

- ① 鉄道を軸とした公共交通ネットワークを基本とし、伊予鉄道高浜横河原線の利便性・快適性の向上及び路線バスの維持・活性化に向け、関係機関と協力した取り組みを進めます。

【具体的な事業】 ●公共交通バリアフリー化推進事業 ●地域公共交通活性化事業
●生活交通バス路線運行補助事業

施策5 身近な公園・緑地の整備

- ① 歩いて行ける身近な公園等の整備を推進します。
② 老朽化した遊具など公園施設の適切な維持管理により、安全性の確保や施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。

【具体的な事業】 ●公園管理業務 ●公園整備事業

関連する個別計画

- 東温市都市計画マスタープラン（平成18年6月）
- 東温市緑の基本計画（平成19年3月）
- 東温市地域公共交通総合連携計画（平成23年3月）
- 橋梁の長寿命化修繕計画（平成22年3月）
- 愛媛大学医学部周辺地区都市再生整備計画（平成22年3月）
- 東温市公園施設長寿命化計画（平成26年2月）
- 東温市地域公共交通網形成計画（平成28年3月）
- 農業振興地域整備計画（随時改訂）



ハロウィンの森

政策② 良好な住環境づくりの推進

目標 良好な住環境づくりを推進し、住みたい・住み続けたいと選ばれるまちを目指します

取り組み施策

良好な住環境
づくりの推進

1 景観まちづくりの推進

2 良好な住環境の形成

3 住宅の整備

4 移住・定住の促進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
市営住宅の屋根・外壁等の改修率	%	51.5	56.0
老朽危険空き家等除却補助戸数	戸	—	10
空き家実態調査実施率	%	—	100



下沖団地



東温市移住・定住支援ポータルサイト

現状と課題

地域における良好な景観の形成を促進するため、景観に関する初めての総合的な法律として「景観法」が制定されるなど、景観はまちづくりの重要な要素の一つとして認識されています。

本市では、景観行政の担い手として、平成27年3月に志津川土地区画整理事業地区において景観法に基づく「東温市景観まちづくり計画」を策定し、まちづくりと合わせた取り組みを行っています。

良好な景観は、人々の共通の財産であり、うるおいのある豊かな生活環境を創造し、活力のある地域社会を実現するものであることから、今後もまちづくりと連携した景観づくりを推進する必要があります。

また、住環境の総合的な快適性・安全性に対する人々の関心が高まっており、住宅の質的な向上が求められています。

このため、「東温市市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の改善などに努める必要があります。

また、全国的に空き家の割合が年々増加しており、管理不十分な空き家が防災・防犯、景観の悪化など諸問題を引き起こしています。

本市でも、今後、空き家の増加が予想されるため、空き家の実態調査や空き家等対策計画の策定、空き家の有効活用など、空き家対策を計画的に推進する必要があります。

取り組みの方向性

志津川土地区画整理事業地区において、まちづくりガイドラインを策定するなど、景観に配慮した美しいまちづくりに取り組んでおり、ガイドラインに沿った美しい街並み形成が実証されつつあります。この取り組みが継続するよう、適切な運用を図るとともに、継続的に見直しを行います。

また、市営住宅においては、住宅の改修・住戸改善を計画的に実施し、入居者が安全・安心に生活できる市営住宅ストックの管理・運営を図ります。さらに、空き家を有効活用し、移住・定住施策を推進します。

主な取り組み

施策 1 景観まちづくりの推進

- ① まちづくりと連携した良好な景観形成を継続するため、まちづくりガイドラインの適切な運用・継続的な見直しを行うとともに、情報発信を充実します。

【具体的な事業】 ●景観まちづくり推進事業

施策 2 良好な住環境の形成

- ① 土地区画整理事業及び地区計画制度などの導入により、質の高い住環境や環境に配慮した個性ある住宅地の形成に努めます。

【具体的な事業】 ●地区計画・土地区画整理事業

施策 3 住宅の整備

- ① 公営住宅の不足状況を勘案しながら高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化した市営住宅の改善などに努めます。
- ② 空き家の実態調査や空き家等対策計画の策定など、空き家対策の計画的な推進に努めます。

【具体的な事業】 ●第三次地域住宅計画事業 ●空き家再生等推進事業

施策 4 移住・定住の促進

- ① 積極的な情報提供や体験型プランを積極的に提供するとともに、空き家を有効活用した移住・定住施策の展開を図ります。

【具体的な事業】 ●移住コーディネート事業 ●空き家有効活用支援事業
●移住・就業体験事業 ●UJIターン者支援事業
●農林業体験活動支援事業 ●とうおん移住定住促進事業
●定住支援事業 ●給付型奨学金制度

関連する個別計画

- 東温市都市計画マスタープラン（平成18年6月）
- 東温市緑の基本計画（平成19年3月）
- 東温市耐震改修促進計画（平成23年10月）
- 東温市全域地域住宅計画（平成27年2月）
- 東温市景観まちづくり計画（志津川土地区画整理事業地区）（平成27年3月）
- 東温市市営住宅長寿命化計画（平成28年3月）

◇市営住宅管理状況一覧

（単位：戸）

番号	住宅名	構造	建築年	管理戸数
1	宮裏団地	木造平屋	昭和39年	3
2	田窪第一団地	木造平屋	昭和39年	5
3	田窪第二団地	木造平屋	昭和41年	6
4	八反地第一団地	CB造2階	昭和53年	20
5	八反地第二団地	CB造2階	昭和56年	20
6	樋口団地	RC造4階	昭和57年	24
		RC造5階	昭和58年	30
		計	—	54
7	横河原団地	RC造2階	昭和60年	20
8	上林団地	木造平屋	昭和61年	4
9	見奈良団地	RC造2階	昭和62年	18
10	天神団地	CB造2階	昭和47年	24
		CB造2階	昭和48年	12
		CB造2階	昭和50年	12
		CB造2階	昭和51年	6
		計	—	54
11	保免団地	CB造平屋	昭和45年	10
		CB造平屋	昭和46年	10
		CB造2階	昭和53年	2
		計	—	22
12	寺山団地	CB造2階	昭和53年	5
13	茶堂団地	RC造3階	平成3年	12
14	茶堂南団地	RC造4階	昭和59年	28
15	下沖団地	RC造5階	平成20年	30
	合 計	—	—	301

※ CB：コンクリートブロック、RC：鉄筋コンクリート 平成27年4月1日現在

政策③ 環境施策の総合的推進

目標 豊かな自然環境を守り、未来へ受け継ぐ、環境にやさしいまちを目指します

取り組み施策

環境施策の 総合的推進

- 1 「環境先進地・東温」づくりの総合的推進
- 2 自然環境の保全
- 3 環境にやさしいライフスタイルの定着
- 4 ごみ減量・リサイクルシステムの構築
- 5 し尿収集・処理体制の充実
- 6 墓地・火葬場の適正管理

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
地球温暖化対策機器設置事業 一戸建世帯導入率	%	10.8	15.0
CO ₂ 排出権活用件数	件	6	12
市民一人当たりごみ排出量	kg	218	190
ごみに含まれる資源物（空き缶・金属、 ビン・ガラス、ペットボトル、プラステ ィック）の割合	%	17.2	18.0

現状と課題

深刻化する地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題は、気候の変動や生態系の破壊だけではなく、異常気象による風水害を発生させ、私たち個人の生活にも大きな影響をおよぼしており、環境だけでなく個人の生命を守る観点からも、地球規模での環境保全の重要性が叫ばれています。

我が国では、これまでの大量生産・大量消費の経済や社会、ライフスタイルのあり方そのものを見直し、真に持続可能な、世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが強く求められています。

このような中、本市では、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、環境を重視した新しいまちづくりに、市一体となって先進的に取り組み、あらゆる分野で環境保全の視点を取り込んだ施策を推進し、確実にその成果を上げてきました。

今後とも、これまでの取り組みを継承・発展させながら、水と緑輝く豊かな自然環境の保全をはじめ、総合的なエネルギー・環境関連施策を市民及び事業者との協働のもとに推進し、循環型社会の形成を進めていく必要があります。

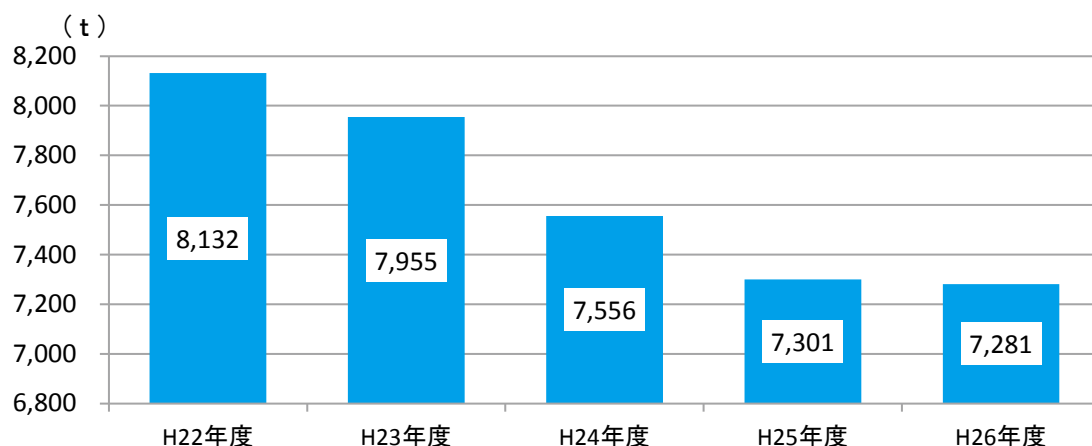
取り組みの方向性

市内の豊かな自然環境を守ることが、地球温暖化対策や生物多様性の保全等の国際的な環境問題の解決にも繋がることから、市民との協働のもと、森林、河川等の保全に努めます。

分別収集のさらなる普及・啓発や燃やすごみの水切り、コンポスト等の活用、食料の計画的購入などにより、ごみの減量化に取り組めます。

また、老朽化した焼却施設についても、定期的な修繕による長寿命化を実施し、維持管理に努めます。

◇家庭ごみ収集量の推移



主な取り組み

施策1 「環境先進地・東温」づくりの総合的推進

- ① 持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、現在まで実施してきた各種新エネルギー・省エネルギー推進施策を拡大・充実します。
- ② 環境関連の行動計画や配慮指針に基づき、各種分野における行政システムのグリーン化（環境保全の内在化）を推進します。
- ③ 市施設の省エネルギー改修や国が推進する一般住宅への革新的省エネ技術導入を支援し、地域全体でエネルギーを効率的に利用し、二酸化炭素排出量の削減を推進します。また、環境保全に取り組む事業者と連携し、先進的かつ特色ある施策を推進します。
- ④ 豊かな自然環境を未来へ受け継ぐため、乳幼児期からの環境教育や大学、企業、NPO 等と連携した多様な環境教育プログラムを発展させ、環境意識の高い子どもを育成します。

【具体的な事業】 ●エコ・キッズ支援事業 ●CO₂ 排出権活用事業
●地球温暖化対策機器設置整備事業

施策2 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全のため、公共工事にあたっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材・工法の導入、資源の節約や再資源化などに努めます。また、自然環境の保全に留意した適正な土地利用を誘導します。
- ② 市民との協働のもと、市内に生息する動植物や昆虫、魚類などの調査・研究、保護体制の強化、また、外来生物への対策を進めるほか、市民ボランティア清掃などの環境保全・美化活動を推進し、自然生態系の保全に努めます。
- ③ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害問題に対し、関係機関と連携しながら監視・指導を行い、未然防止及び適切な対応に努めます。

【具体的な事業】 ●美しいまちづくり推進事業 ●環境検査・測定その他事業

施策3 環境にやさしいライフスタイルの定着

- ① 地域における環境美化運動はもとより、景観保全・環境保護活動、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、廃食用油回収、緑のカーテン設置、アイドリングストップ運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）・地産地消運動など、市民の自主的な環境保全活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルの定着に努めます。
- ② 市民ボランティア団体の活動やクリーン運動の実施により、環境美化の促進を図ります。

【具体的な事業】 ●電源立地地域対策交付金事業

施策4 ごみ減量・リサイクルシステムの構築

- ① 市民意識の向上や事業者の協力などにより、ごみの排出抑制を図ります。
- ② 分別の徹底やリサイクルの推進を図り、ごみの減量化に努めます。
- ③ 効率的・計画的な収集処分体制により、ごみの適正処理を行います。また、不法投棄防止や市民ボランティア清掃などにより、環境美化を推進します。

【具体的な事業】 ●ごみ処理事業 ●クリーンセンター運営事業
●不法投棄対策事業

施策5 し尿収集・処理体制の充実

- ① 収集したし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。
- ② 広域的連携をもとに老朽化した処理施設の整備を行います。

【具体的な事業】 ●し尿収集許可業者指導管理業務

施策 6 墓地・火葬場の適正管理

- ① 市営墓地については、老朽化する共用設備を維持・管理し、引き続き適正な運用に努めます。
- ② 市内の墓地状況を把握し、市民の墓地需要に対する適切な対応に努めます。
- ③ 火葬場については、定期的な保守点検を実施し、適宜修繕を行うなど、適切な施設の維持・管理に努めます。

【具体的な事業】 ●墓地・火葬場管理運営事務

関連する個別計画

- 東温市地域新エネルギービジョン（平成18年2月）
- 東温市バイオマスビジョン（平成19年2月）
- 東温市環境基本計画（平成19年3月）
- 東温市地域省エネルギービジョン（平成20年2月）
- 第7期東温市分別収集計画（平成25年6月）
- とうおん次世代エネルギーパーク計画（平成25年8月）
- 東温市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
- 東温市一般廃棄物処理実施計画（毎年）



とことこクラブ

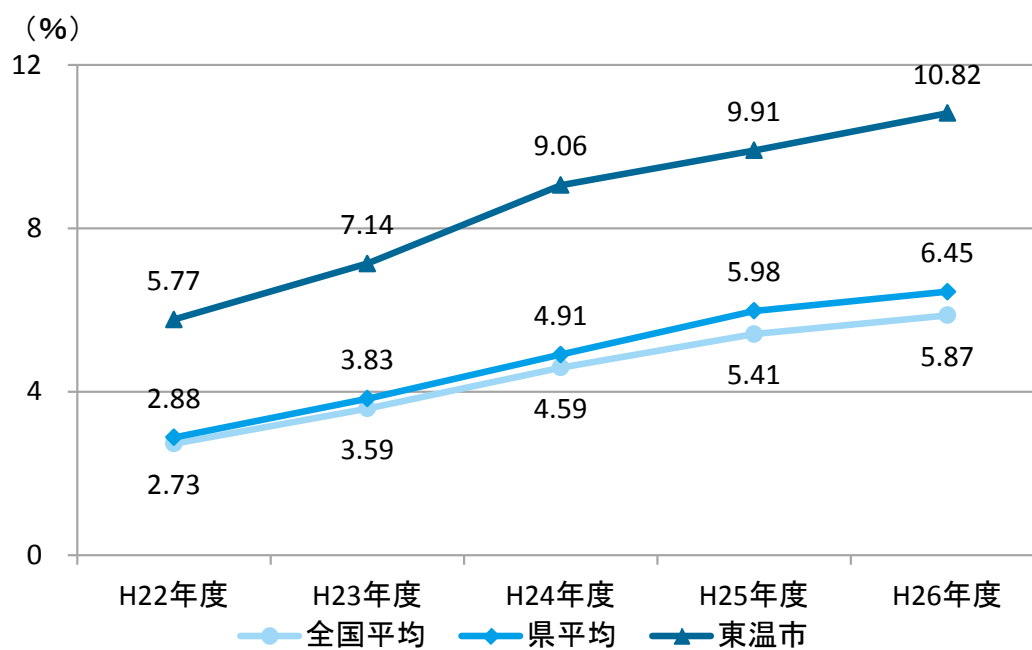


とうおん子ども科学&環境会議



緑のカーテン（市役所）

◇住宅用太陽光発電システム普及率の推移



政策④ 上下水道等の整備

目標 おいしい水の安定供給と公共用水域の水質保全に努め、衛生的で快適なまちを目指します

取り組み施策

上下水道等の整備

- 1 水道施設の整備
- 2 水質管理体制の強化
- 3 水道事業の健全運営
- 4 公共下水道事業の推進
- 5 農業集落排水施設の適正管理
- 6 下水道事業の健全運営

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
水道有収率 （給水する水量と料金として収入のあった 水量との比較）	%	87.4	95.0
水道の普及率	%	96.9	99.0
公共下水道の整備率	%	63.7	72.0
下水道の普及率	%	67.3	75.0
下水道の水洗化率	%	92.1	99.0
合併処理浄化槽設置基数	基	1,503	1,740

現状と課題

上水道は、市民生活や社会経済活動に不可欠なライフラインで、水の供給は一日も欠くことのできないものです。

本市では、これまで施設の老朽化や水の安定供給のため、順次、水道施設の更新を行い、市全体の上水道化を進めているところです。

今後は水源を取り巻く環境の変化や水質の安定・向上への対応はもとより、大規模地震などの自然災害や水質汚染事故などの非常時にも安定した給水が可能な水道システムを構築することが求められます。これらの課題に対応できる組織体制の整備を行い、安全で安心な水道水を安定的に供給し、環境に配慮した事業運営を継続的に進めていく必要があります。

下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川などの公共用水域の水質保全を図るため、重要な役割を担っています。

本市では、「第三次愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、市街化区域を中心に公共下水道事業、その他の地区は農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

人口減少など社会情勢の変化や厳しい財政状況に対応するため、国が示す「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、今後10年程度を目標に、污水处理全般の整備完了を目指していくことが求められています。

取り組みの方向性

水質管理体制の強化や健全運営を図りつつ、安全・安心な水の安定供給に一層努めます。

水道料金については、定期的な見直しを行い、さらなる水道事業の健全経営に努めるとともに、収納事務の強化を図ります。また、施設の運営については、民間委託も含めて検討を行います。

下水道事業は多額の費用と長い年月を要するため、今後も整備区域や整備手法の再検討を行い、さらに使用料の定期的な見直しや公営企業会計の適用などを行い、効果的かつ効率的に事業を推進します。

主な取り組み

施策 1 水道施設の整備

- ① 施設の老朽化や水需要増大への対応をはじめ、災害に強く病原性原虫や細菌の除去に対応できる施設整備を進め、コスト縮減などを総合的に勘案しながら、水道施設の適切な運転と維持管理を行うことにより、安全な水道水の安定供給を図ります。

【具体的な事業】 ●川内地区統合簡易水道事業 ●老朽管路布設替事業

施策 2 水質管理体制の強化

- ① 関係機関との連携のもと、水質検査の実施・公表や浄水処理の充実などを進め、水質管理体制の一層の強化を図ります。

【具体的な事業】 ●水質管理事業

施策 3 水道事業の健全運営

- ① 施設の管理体制の充実や維持管理経費の節減、水道料金の適正化を図り、水道事業の健全運営に努めます。

【具体的な事業】 ●水道施設維持管理事業

施策 4 公共下水道事業の推進

- ① 厳しい財政状況などを勘案し、コスト縮減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について全市的な視点から逐次再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。

【具体的な事業】 ●公共下水道整備事業

施策5 農業集落排水施設の適正管理

- ① 農業集落排水事業実施済の地区において、施設の適正な維持管理に努めます。

【具体的な事業】 ●集排施設維持管理事業 ●集排施設更新事業

施策6 下水道事業の健全運営

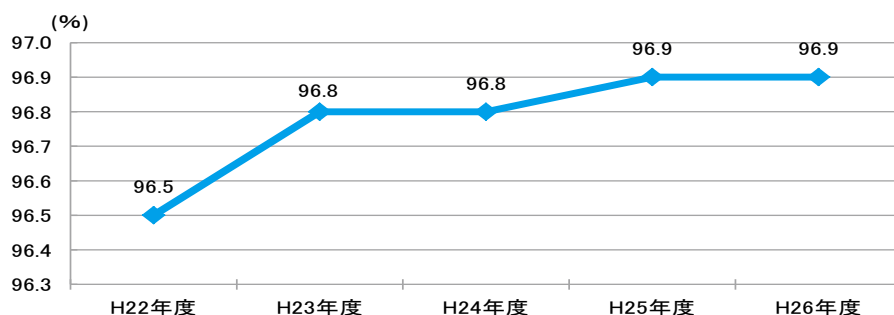
- ① 施設の適正な維持管理、下水道使用料の適正化を図り、健全運営に努めます。
② 集合処理に適さない地区などにおいて、合併処理浄化槽の設置を促進します。

【具体的な事業】 ●下水道施設維持管理事業 ●企業会計移行事業
●合併処理浄化槽設置補助事業

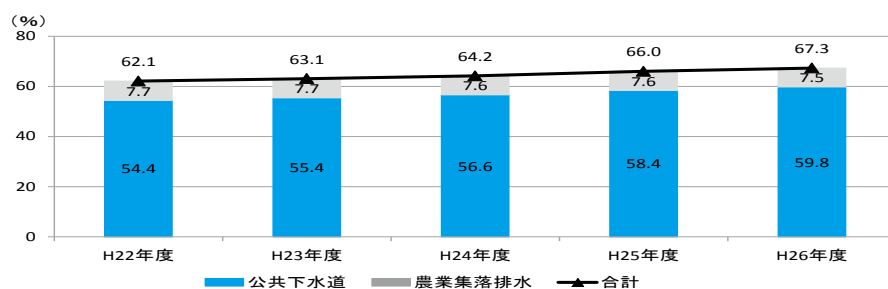
関連する個別計画

- 東温市都市計画マスタープラン（平成18年6月）
- 東温市公共下水道事業全体計画（平成28年3月）
- 東温市公共下水道法適化基本計画（平成28年3月）

◇水道普及率の推移



◇下水道普及率の推移



政策⑤ 消防体制と防災・減災対策の充実

目標 防災・減災対策を充実・強化し、災害に強く安全で安心なまちを目指します

取り組み施策

消防体制と防災・
減災対策の充実

- 1 総合的な防災・減災対策の充実
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 防火・防災意識の高揚と自主防災組織等の育成
- 4 治山・治水対策、市街地浸水対策の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
火災発生件数	件	12	0
消防団員数	人	600	638
自主防災組織内の防災士の配置割合 (防災リーダー)	%	79.4	100
救命講習受講者数	人	656	800

現状と課題

東日本大震災を契機として市民の防災意識が急速に高まっており、消防・防災体制の充実強化が大きな課題となっています。

本市の消防体制は、常備消防として、消防本部・消防署を設置しているほか、非常備消防として、6分団、約600人で構成される消防団（水防団）が組織され、互いに連携して管内の防火・防災に努めていますが、少子高齢化の進行などを背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、消防団（水防団）においては、団員確保や日中の消防団機能の低下などの問題がみられ、早急な対応が求められています。

さらに、地域の防災体制の確立も重要であり、市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域ぐるみの防災活動を行うことが必要不可欠であることから、防災リーダーを育成し、地域の自主防災組織などの活動を充実させることが必要となっています。

また、南海トラフ地震の発生が予想される中、大地震による災害への備えをはじめ、あらゆる災害に強いまちづくりが急務となっているほか、世界各地で多発する同時多発テロや有事などの緊急事態への対応も求められており、時代に即した消防・防災体制の確立が求められています。

このため、本市の地理的、社会的特性を十分に踏まえた「東温市地域防災計画」、「東温市国民保護計画」の見直し策定、総合的な危機管理体制の整備を図るとともに、消防・救急体制の一層の充実、治山・治水対策等に努める必要があります。

取り組みの方向性

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等に備え、自主防災組織や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関、医療・福祉関係機関等と連携した総合防災訓練を継続して実施し、組織体制の強化に取り組み、地域防災力の向上を図ります。

また、災害発生時に、迅速かつ正確に市民に災害情報等を伝達するため、情報通信システムの強化に取り組みます。



出初式



総合防災訓練

主な取り組み

施策 1 総合的な防災・減災対策の充実

- ① 「東温市地域防災計画」などの指針を実情に即して適宜見直すとともに、これに基づき、本市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。
- ② 災害時応援協定の見直しや締結、防災施設の整備充実、避難路・避難場所の周知徹底など、災害対策を推進します。

【具体的な事業】 ●災害対策事業 ●総合防災訓練 ●水防訓練

施策 2 消防・救急体制の充実

- ① 消防団の活性化対策の推進、地域住民の防災拠点となっている消防団蔵置所などの消防施設の計画的更新を図るとともに、大規模災害に備えた資機材の整備を行い、消防体制の充実、強化に努めます。また、地域住民に対し広報活動を行い、消防団員の確保に努めます。
- ② 救命講習などの救急講習を継続して行い、高齢者・小児救急医療など、幅広く対応できるように医療機関との連携を図り、救命処置の向上に努めます。

【具体的な事業】 ●消防団員育成事業 ●消火栓ホース格納箱設置事業
●消防団資機材整備事業 ●消防自動車購入事業
●消防団蔵置所整備事業 ●高規格救急車購入事業
●消防通信指令システム等保守点検事業

施策 3 防火・防災意識の高揚と自主防災組織等の育成

- ① 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震のような大災害は、本市の消防力をはるかに上回る被害が想定されており、防火・防災に関する図上訓練や総合訓練を重ね、「自助」「共助」が円滑に機能する体制づくりに努めます。また、各組織の活動を継続するとともに防災リーダーを育成し、活動内容の充実を図ります。

【具体的な事業】 ●自主防災組織育成事業 ●防災士資格取得支援事業

施策4 治山・治水対策、市街地浸水対策の推進

- ① 水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。
- ② 市街地の浸水被害の防止・緩和に向け、排水路の整備など、浸水対策を推進します。

【具体的な事業】 ●浸水対策事業

関連する個別計画

- 東温市国民保護計画（平成19年3月）
- 東温市地域防災計画（平成27年9月）



はしご車（25m級）



高規格救急車

政策⑥ 防犯・消費生活・交通安全対策の充実

目標 事故や犯罪のない、誰もが安心して生活できるまちを目指します

取り組み施策

防犯・消費生活・
交通安全対策の充実

- 1 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進
- 2 防犯灯の設置促進
- 3 消費者行政の推進
- 4 交通安全対策の総合的推進
- 5 交通安全施設等の整備

目標指数

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
出前講座参加人数（消費者関係）	人	307	400
交通事故死亡者数	人	3	0



交通安全指導

現状と課題

防犯対策については、全国的に犯罪の多様化や少年犯罪の増加が大きな社会問題となっている上、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等に伴う地域の防犯力の低下が懸念されます。犯罪からの安全性の確保が重視される中、本市では、関係機関等と連携し、パトロールなどによる啓発活動や防犯灯の整備などに努めていますが、今後一層、防犯意識の高揚や防犯体制の強化を図る必要があります。

消費者行政について、本市では、消費生活相談窓口を設置し、関係機関等と連携を取りながら複雑・多様化している消費者トラブルに対応しています。また、高齢者を中心に啓発活動を行っていますが、それに加え若年層に対する消費者教育を推進する必要があります。

交通安全対策については、国道11号線を中心とする交通量の増加をはじめ、交通マナーの低下など、様々な要因により交通事故は依然として減少せず、より一層の対応が求められる状況にあります。また、近年は、子どもや高齢者等の交通弱者や自転車利用者の事故の増加が懸念されています。引き続き子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育の推進や啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など一層の強化を進めていく必要があります。

取り組みの方向性

防犯対策については、関係機関等や地域との連携を密にしながら、市民の防犯意識を高めることで地域の防犯力を向上させ、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

消費者行政については、消費生活相談件数が増加していますが、専門的知識を有する消費生活相談員の配置により高度な相談にも対応できています。また、出前講座を含めた啓発事業の効果で被害を未然に防いでいるケースが多くなっています。

今後も引き続き、啓発活動や相談に対する適切な対応を行うとともに、若年層に対する消費者教育にも努めます。

市内の交通事故は、発生件数、負傷者数及び死者数ともに減少傾向にありますが、さらなる減少を目指して、「交通安全計画」に基づき、関係機関等と連携し、広報・啓発活動や交通安全施設整備など、交通安全に関する施策に取り組みます。

主な取り組み

施策 1 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

- ① 関係機関・団体等との連携のもと、広報・啓発活動や安全・安心パトロールの推進などを通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、情報通信機器による情報連絡体制の強化や地域ぐるみの各種地域安全活動の促進に努めます。特に、各学校やPTA、地域との連携のもと、児童生徒の登下校時における安全対策の一層の強化を進めます。

【具体的な事業】 ●防犯対策事業

施策 2 防犯灯の設置促進

- ① 夜間の犯罪防止と通行の安全性確保のため、各地区における防犯灯の設置（LED化）を促進します。

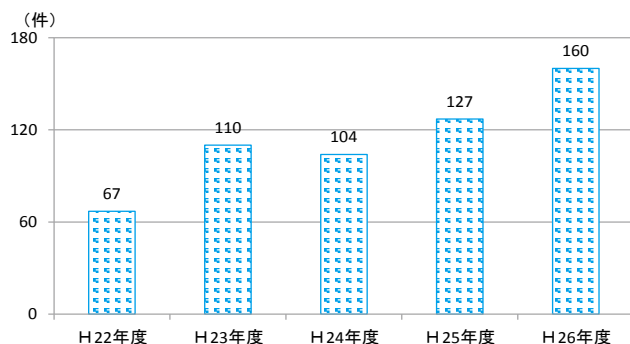
【具体的な事業】 ●防犯灯設置事業

施策 3 消費者行政の推進

- ① トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、愛媛県消費生活センターや松山南警察署との連携強化のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●消費生活相談事業

◇消費生活相談件数の推移



消費生活相談

施策4 交通安全対策の総合的推進

- ① 交通事故のないまちを目指し、「交通安全計画」を見直し、関係機関・団体等との連携のもと、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育、広報・啓発活動を積極的に推進し、総合的、計画的な施策の展開を図ります。

【具体的な事業】 ●交通安全対策事業 ●高齢者世帯交通安全指導事業

施策5 交通安全施設等の整備

- ① 国・県道の交通安全施設の整備充実やバリアフリー（あらゆる障壁を取り除くこと）化、危険箇所の改善等を要請していくとともに、市道についても、通学路や交通量の多い路線を中心に、カーブミラーやガードパイプなどの交通安全施設の整備やバリアフリー化、危険箇所の改善を図ります。

【具体的な事業】 ●交通安全施設整備事業

関連する個別計画

■ 東温市交通安全計画（平成26年4月）



交通茶屋



交通安全施設（カーブミラー、ガードパイプ）

第3章 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

政策① 農林業の振興

目標 地域の特性を生かした、多様な担い手を育成し、農林業に活力のあるまちを目指します

取り組み施策

農林業の振興

- 1 農業振興施策の総合的推進
- 2 農産物の計画的な生産と生産性の向上促進
- 3 担い手の育成・確保
- 4 農産物の消費拡大の促進
- 5 農業生産基盤の充実
- 6 森林の保全・育成と総合的利活用

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
環境保全型農業者数	人	8	10
認定農業者数	人	138	143
認定新規就農者数	人	5	5
ほ場整備率	%	18.2	18.8
森林の間伐整備面積（累積）	ha	666	1,000
新規の林業従事者数	人	0	2

現状と課題

農林業は、市場価格の低迷や国際的な競争の激化等に加え、農林業従事者の減少や生産力の低下等により、長期にわたり低迷しています。

本市においては、主力である米麦に加え、野菜・花き・果樹・薬用植物・畜産等の多様な農業が行われており、機械・施設の導入に対する補助や各種交付金等による経営支援に加え、農業基盤の整備等により、農業の持続的な発展を図るべく様々な支援を行ってきました。

また、林業においては、本市の面積の8割近くを占める森林における、育林施策に対する支援や、作業機械等の導入に対する補助を行い、木材の生産だけでなく、水源のかん養や自然環境の保全等の森林の持つ様々な機能の維持を図ってきました。

しかし、農林業を取り巻く環境は厳しく、農林業従事者の減少、耕作放棄地や放置森林の増加等に加え、生産基盤の老朽化や野生鳥獣による被害の拡大など、多様な問題が深刻化しています。

このような中、農林業の活性化を図るため、経営的な足腰の強い農林業従事者の育成・確保や農林業経営の合理化及び収益性の向上、農地・山林の集約化等の課題に対し、生産者、関係機関・団体、行政が連携を強化し、積極的に取り組む必要があります。

取り組みの方向性

農業においては、大規模農家や集落営農組織及び新規就農者に対する支援を充実させるとともに、農業生産基盤の整備を図り、農地集積・集約化による大規模経営化を推進します。

林業においては、計画的かつ適切な森林施策の推進に加え、機械導入補助や林道整備による経営の合理化を支援します。

また、営農指導の充実による経営合理化、6次産業化等の促進や市場の開拓等を推進し、農林業従事者の収益向上を図ります。

◇認定農業者数の推移

年度	人数		
		うち法人	うち協同
H22年度	126人	9人	2人
H23年度	127人	9人	2人
H24年度	126人	9人	2人
H25年度	133人	9人	5人
H26年度	138人	10人	6人

※ 各年度末の人数

主な取り組み

施策1 農業振興施策の総合的推進

- ① 「農業振興地域整備計画」、「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」、「人・農地プラン」等の各種指針の充実を図り、総合的、計画的な施策の展開を図ります。
- ② 農業経営の多様化を図るため、グリーン・ツーリズム（農山村における滞在型の余暇活動）や農業・農村体験、市民農園等の取り組みを推進します。
- ③ 食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進を図るため、減農薬・減化学肥料栽培、農業関連廃棄物の適正処理、バイオマスの利活用など、環境保全型農業を推進します。
- ④ 有害鳥獣による農林作物の被害を防止するため、関係機関・団体との連携のもと、駆除・防除対策を推進します。

【具体的な事業】 ●人・農地プラン推進事業 ●環境保全型農業直接支援事業
●有害鳥獣捕獲事業

施策2 農産物の計画的な生産と生産性の向上促進

- ① 関係機関・団体との連携のもと、基幹作物である米麦の計画的な生産に加え、収益性の高い作物の積極的な導入を推進します。
- ② 営農指導の徹底、機械・施設整備による効率化、先進的な生産技術の導入、集出荷体系の整備等を図り、低コスト化、生産性向上、高品質化を推進します。

【具体的な事業】 ●経営所得安定対策推進事業 ●認定農業者経営改善支援事業
●経営体育成支援事業 ●農業支援制度活用促進事業

施策3 担い手の育成・確保

- ① 農業経営の大規模化を図るため、農地利用集積を推進します。
- ② 集落など一定地域の農家が、共同で効率的な営農を行う集落営農の組織化を促進するとともに、農業経営の法人化を推進します。
- ③ 青年就農給付金等により、農業後継者や新規就農者の確保・育成対策を推進します。

【具体的な事業】 ●青年就農給付金 ●新規就農者拡大促進事業
●担い手農地利用集積支援事業 ●農地中間管理事業

施策4 農産物の消費拡大の促進

- ① 収益性の向上を図るため、加工特産品の開発や特色ある農産物の産地化を支援します。
- ② 消費拡大を図るため、新たな販売ルートの開拓や直売体制の充実に対する支援を図るとともに、学校給食や地元商店・飲食店への農産物などの供給体制の整備を推進します。

【具体的な事業】 ●薬用植物産地化支援事業 ●水田フル活用促進事業

施策5 農業生産基盤の充実

- ① 優良農地の保全及び有効活用を図るため、ため池・用排水路・農道等の整備やほ場整備事業等による農業生産基盤の充実を推進します。
- ② 農村集落の機能維持を図るため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用を支援します。

【具体的な事業】 ●国営造成施設管理体制整備促進事業 ●農地耕作条件改善事業
●中山間地域総合整備事業 ●かんがい排水事業
●ため池等整備事業 ●市単独土地改良事業
●土地改良施設維持管理適正化事業 ●多面的機能支払交付金
●公共下水道処理場周辺整備事業 ●県単独土地改良事業
●中山間地域等直接支払事業

施策 6 森林の保全・育成と総合的利活用

- ① 森林施業の効率化を図るため、関係機関との連携のもと、林道網の整備を推進します。
- ② 森林施業の団地化を促進し、計画的な森林施業を推進します。
- ③ 林業事業体の中核となる森林組合の経営体質強化を支援するとともに、林業後継者や林業技術者、自伐林家の確保・育成を推進します。
- ④ 森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、環境教育やレクリエーション活用、未利用材や木くずなどのバイオマスの利活用など、森林の総合的利活用に努めます。

【具体的な事業】 ●市単独林道整備事業 ●森林環境保全整備事業
●造林事業 ●林業先進事例調査研究事業
●自伐型林業の広報、研修事業

関連する個別計画

- 東温市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成23年9月）
- 東温市鳥獣被害防止計画（平成27年3月）
- 東温市森林整備計画（平成28年3月）
- 農業振興地域整備計画（随時改訂）



収穫体験



造林事業



ほ場整備（牛渕）



棚田（井内）



ため池（下林）

政策② 商工業の振興

目標 地域を挙げて市内企業を応援し、にぎわいと活気のあるまちを目指します

取り組み施策

商工業の振興

- 1 商業機能等の強化
- 2 産業振興体制の確立・中小零細企業の経営基盤の強化
- 3 産業支援・研究開発体制の整備
- 4 起業への支援
- 5 愛媛大学医学部と市内企業との連携

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
中小企業振興資金融資件数	件	20	30
製造業の事業所数	事業所	57	60
製造業の従業者数	人	2,313	2,500
市の支援による起業者数	人	—	3

現状と課題

商業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、まちのにぎわいや活力を生み出すものとして、まちづくりの上で重要な位置を占めています。また、工業は、地域における経済面での貢献はもとより、雇用機会の拡大や研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

これまで、本市では、商工業振興の核となる商工会の育成・連携強化のもと、経営の近代化や企業支援となる各種施策を展開してきました。

本市の商業は、古くから小売業を中心に、市内の購買ニーズに応えてきましたが、SNSの進展や消費者ニーズの多様化等を背景に、ネットショップ、大型店舗、コンビニエンスストアでの購入が増え、店舗の老朽化や後継者不足などとも相まって、既存の商店街や商店を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、工業では、これまで市民所得の向上と雇用機会の確保に寄与してきましたが、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化などにより体力を落としつつある企業もみられ、こうした課題への対応が急務となっています。

このため、既存企業の活性化や新たな産業の創出、さらには、起業などへの支援による新たな雇用の場の確保等に向けた総合的な施策を積極的に展開していく必要があります。

取り組みの方向性

産業振興の拠点である商工会の組織率の低下による組織の弱体化が懸念されていることから、商工会と連携を一層密にし、会員の増強と商工業の振興・活性化に向け、各種融資制度の活用促進、起業支援、産学官連携の推進、愛媛大学医学部との連携促進など、各種活動の積極的かつ活発な展開等の推進支援を図ります。

また、「東温市中小零細企業振興基本条例」に基づき、中小零細企業や市民ニーズを反映した各種施策の展開により、一層の中小零細企業の活性化を図ります。

主な取り組み

施策 1 商業機能等の強化

- ① 商工会との連携のもと、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進していくほか、商工会の指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規創業・経営革新、地域密着型サービスの展開、独自の商品開発・販売等を促進します。
- ② 人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、市民及び事業者との協働のもと、市街地整備や景観形成など基盤整備と連動した既存商店街の環境・景観整備を進めます。

【具体的な事業】 ●中小企業振興資金融資事業
●中小企業金融制度資金利子補給事業
●商工会補助金交付事業

施策 2 産業振興体制の確立・中小零細企業の経営基盤の強化

- ① 「東温市中小零細企業振興基本条例」をもとに、東温市中小零細企業振興円卓会議を開催し、当該会議からの提言などを各種施策に反映させながら、様々な事業展開を行い、中小零細企業の振興・経営基盤の強化を図ります。

【具体的な事業】 ●中小零細企業振興事業 ●中小零細企業現状把握調査事業

施策 3 産業支援・研究開発体制の整備

- ① 庁内関係部門、関係機関・団体との連携強化のもと、産学官連携の推進や産業振興に関する情報ネットワークの構築などによる産業支援・研究開発体制の整備を図り、販路の拡大や技術力の向上、人材の育成、新規事業展開、新産業の創出を支援します。

【具体的な事業】 ●中小零細企業販路拡大支援事業
●中小零細企業販路拡大マッチング事業
●とうおんブランドづくり推進事業
●特産品セット等開発事業 ●地域に根ざしたサービス体制整備

施策4 起業への支援

- ① 産業の活性化及び雇用の確保を目的として、起業を目指す方に対する事務所などの開設や賃貸に要する費用の助成を行うほか、他市町との連携による創業支援事業計画の策定、さらには、独自の感性や経験を有する女性の起業や新たな事業展開、空き店舗活用などを支援します。

【具体的な事業】 ●女性のチャレンジ応援事業 ●起業支援事業
●横河原駅前活性化支援事業

施策5 愛媛大学医学部と市内企業との連携

- ① 愛媛大学医学部を中心とした愛媛大学との連携により、地場産業の技術力と大学の持つノウハウなどを融合し、特殊かつ専門性の高い新たな製品、サービスの開発や高付加価値のものづくり分野への進出に向けて、持続可能な健康長寿のまちづくりを目指すものづくり産業の創生や地域資源を活用したヘルスケア産業の創生に取り組みます。

【具体的な事業】 ●とうおん健康医療創生事業



まつやま・とうおん販路開拓市



とうおん健康医療創生事業（記者発表）

政策③ 観光・物産の振興

目標 地域の魅力ある資源を活用し、誰もが訪れたいまちを目指します

取り組み施策

観光・物産の振興

- 1 観光振興体制の確立
- 2 市内観光ルートの開発
- 3 イベント等の充実
- 4 広域観光体制の充実とPR活動等の強化
- 5 物産の振興

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
観光PRキャラバン回数	回	1	2
イメージキャラクター「いのとん」出演回数	回	119	130



観光PRキャラバン in 広島



東温市イメージキャラクター
「いのとん」

現状と課題

観光の形態が参加・体験型、家族や小グループによる目的重視型へと変化する中で、観光地には、こうした変化に柔軟に対応した、リピート客の増加に向けた魅力づくりが求められています。

本市には、皿ヶ嶺連峰県立自然公園に代表される山間部の豊かな森林や水辺空間、民間の温浴施設や劇場を中心に、他に誇りうる多様な地域資源があります。

しかし、長期にわたる景気の低迷や観光地間競争の激化などを背景に、観光客数は伸び悩み傾向にあるほか、多様な地域資源も、市内各地に点在し、有効に活用されているとはいえません。

このため今後は、近年の自然・健康志向の高まりや「癒し」を求めるニーズの増大なども踏まえながら、地域資源の一層の充実・活用やネットワーク化、他産業との連携、PR活動の強化など、「一日ゆっくりと観光・散策ができるまち」を目指した多面的な取り組みを進めていく必要があります。

取り組みの方向性

観光を核とした産業の振興と交流人口拡大に向け、観光物産協会の支援充実を図ります。

地域資源を活用した観光ルートの開発・PR、イベント等の充実に取り組み、「東温版まちづくり観光」を確立し、産業振興と交流人口の拡大による地域活性化に繋がります。

また、近隣市町との広域観光の充実を図るとともに、県内外の交流のある市町と連携し、観光・物産のPR活動の強化を図ります。



トレッキング（東温アルプス）

主な取り組み

施策1 観光振興体制の確立

- ① 観光を核とした産業の振興と交流人口拡大による地域活性化を図る観点から、観光物産協会の育成・支援を行います。

【具体的な事業】 ●観光物産協会育成支援事業

施策2 市内観光ルートの開発

- ① 市内の温泉施設や劇場と連携しつつ、観光ルートの開発を図るとともに、観光案内板の設置や公共交通機関との連携などを推進し、観光客が市内を周遊できる環境づくりを進めます。また、自然や歴史、文化など地域資源や環境を生かしたエコツーリズム事業やエコミュージアム事業を推進します。さらに愛媛大学医学部と連携した「とうおんツーリズム」の確立を目指します。
- ② 新日本歩く道紀行100選に選ばれたルートを活用した観光ルートを開発します。
- ③ 重信川自転車道等を活用したサイクリングルートを開発します。

【具体的な事業】 ●エコツーリズム促進事業
●「まちの駅（仮称）」整備支援事業
●滑川渓谷環境整備 ●サイクリングコース整備事業

施策3 イベント等の充実

- ① 毎年多くの観光客でにぎわう観月祭、白猪（しらい）の滝まつり、どてかぼちゃカーニバルなど各種イベントの充実に努めます。
- ② 愛媛サイクリングの日等において、市内ルートを活用したサイクリングイベントを開催します。

【具体的な事業】 ●中小零細企業振興イベント支援事業
●とうおんゆったりサイクリング開催事業

施策4 広域観光体制の充実とPR活動等の強化

- ① 広域的な連携を強化し、広域観光ルートの開発やPR活動の強化により、地域一体となった観光振興施策を推進します。
- ② 観光ホームページの整備・充実をはじめ、SNSを活用した情報提供やPR活動を推進します。
- ③ 市民及び観光関連事業者の「おもてなしの心」の醸成に向けた啓発などに努めるとともに、ボランティアで観光案内などを行う観光サポーター（仮称）の育成を図ります。
- ④ 県内外の交流のある市町と連携を図ることにより、観光・物産のPR活動の強化を図ります。

【具体的な事業】 ●魅力発信事業 ●いのとんグッズ開発事業

施策5 物産の振興

- ① 観光物産協会を核として、市内中小零細企業の物産について広く周知を図ります。
- ② 地域資源を活用した特徴ある商品開発や東温銘菓試作品のブラッシュアップによる商品化、販路開拓・拡大、さらに情報発信に努め、全国に誇れる東温ブランドの確立を目指します。

【具体的な事業】 ●地域資源活用全国展開支援事業



とうおん 旅あそび（観光物産協会）



いのとんグッズ（観光物産協会）

政策④ 雇用・勤労者福祉の充実

目標 企業誘致・留置による安定した雇用の創出と、働きやすい環境の充実したまちを目指します

取り組み施策

雇用・勤労者
福祉の充実

- 1 企業誘致・留置の推進
- 2 雇用機会の確保と雇用の促進
- 3 勤労者福祉の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
誘致企業数	社	1	3
新規立地等の従業員数	人	13	500
勤労者福利厚生資金による融資実績	千円	57,714	70,000

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行するとともに、産業をめぐる環境が急速に変化する中で、地方における雇用環境は依然として厳しい状況にあります。

これまで本市では、「企業立地促進条例」に基づき、積極的な企業誘致施策を展開し、雇用拡大に努めてきたほか、既存事業所における勤労者の福祉の充実を図るため、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本市においては、今もなお、雇用機会の不足が問題となっており、魅力ある雇用の場の拡充をはじめ、若年労働者の地元就職の促進のほか、女性、高齢者、障がい者等の雇用促進に努めながら、企業誘致・留置対策を推進する必要があります。

また、すべての勤労者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、国や県の施策に沿った労働時間の短縮や労働環境の充実などを促すとともに、勤労者の福利厚生機能の充実を図っていく必要があります。

取り組みの方向性

市内における雇用の場を確保するため、新たな工業団地の建設に取り組みます。

また、県との連携により、誘致できる公有地や民有地等の情報収集に努めるほか、事業所の新設・増設等への優遇制度の充実にも努め、企業誘致を推進します。

既存企業に対する各種支援施策を展開し、東温版エコノミックガーデニング（地元の中小零細企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる政策）を確立しながら企業留置を推進します。

その他、働きやすい環境整備や労働条件の向上等、勤労者が健康でより快適に就業できる環境づくりのため、事業所への啓発等を積極的に推進します。また、四国労働金庫との提携による住宅資金・教育資金の融資を推進し、勤労者の福祉の向上に努めます。



主な誘致企業（旭食品㈱ 松山支店）

主な取り組み

施策1 企業誘致・留置の推進

- ① 工業団地の造成等により、企業立地の各種優遇措置の充実を図りながら、誘致活動を積極的に展開し、優良企業や試験研究機関などの立地促進に努めるほか、既存企業の留置対策のための各種施策を展開します。

【具体的な事業】 ●商工業振興事業 ●工業団地整備事業
●企業誘致推進事業 ●新事業展開支援事業

施策2 雇用機会の確保と雇用の促進

- ① 各種産業振興施策・中小零細企業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指すほか、立地企業を対象とした雇用促進に直結する奨励制度の創設、雇用相談や情報提供の推進、ハローワークなどの関係機関との連携、事業所への啓発等により、若年労働者の地元就職及びU・J・I・Tの促進、女性、高齢者、障がい者等の雇用促進に努めます。

【具体的な事業】 ●労働関係一般事務事業 ●雇用創出奨励金支給事業

施策3 勤労者福祉の充実

- ① 事業所への啓発などにより労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇活動のニーズに応えるため、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実や余暇情報の提供などに努めます。
- ② 四国労働金庫との提携による住宅資金・教育資金の融資を推進し、勤労者福祉の向上に努めます。

【具体的な事業】 ●労働福祉団体貸付金事業 ●雇用環境改善支援事業
●雇用環境向上制度活用



川内インターチェンジ周辺

第4章 心豊かに学びあう文化創造のまち

政策① 学校教育の充実

目標

子どもたちの生きる力を育み、人間性豊かな大人へ成長できる教育環境が充実したまちを目指します

取り組み施策

学校教育の充実

- 1 社会総がかりで取り組む教育の推進
- 2 安全・安心な教育環境の整備
- 3 確かな学力を育てる教育の推進
- 4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進
- 5 特別支援教育の充実
- 6 教職員の資質・能力の向上
- 7 学校給食の充実と食育の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
I C T（情報通信技術）支援員の配置	人	1	9
通級指導教室の設置	校	3	5
学校給食における地元産食材の使用率	%	59.9	65.0

現状と課題

近年、少子化や核家族化、地域コミュニティの低下など、子どもたちを取り巻く社会の環境は大きく変わり、教育課題やニーズの多様化に適応した教育活動が求められ、学校教育が果たすべき役割はますます大きなものとなっています。

本市ではこれまで、学校施設の耐震化を最重要課題として取り組んできました。その結果、平成27年度中に耐震補強工事が完了し、耐震化率100%を達成しました。引き続き、経年による施設等の老朽化に伴う改修を行う必要があり、各学校施設・設備の計画的な整備充実を図り、安全で快適な教育環境づくりに努める必要があります。

また、未来を担う子どもたち一人ひとりが、生きる力を育み健やかに成長できるように、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識や他者を思いやる人権感覚の育成など、心豊かな人間性とたくましく生きるための食育、健康・体力づくり、学力の向上に向けた取り組みを行うとともに、いじめ・不登校対策など、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもと連携を図りながら地域に開かれ、地域から信頼される特色ある学校づくりに努めています。

このほか、インターネットがグローバルな情報通信基盤となった現在の高度情報化社会においては、電子黒板などICT機器の効果的な活用とネットワークシステムの構築を行う必要があります。

取り組みの方向性

学校施設の耐震化率100%を達成後、引き続き老朽化した施設について、大規模改修計画に基づき、危険度の高い施設から改修工事を行います。

電子黒板の周辺機器を充実させ、授業の質の向上に取り組むとともに、グループウェア等の導入に向けて検討を行い、ICT環境の整備に取り組めます。

保育所、幼稚園、小・中学校及び関係機関が密接な連携を図りながらきめ細かな支援を行い、教職員のさらなる資質向上に努め、確かな学力が身につく、豊かな心が育まれる教育を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実にも努めます。

長期欠席者のほとんどは不登校児童生徒であるため、引き続きいじめ問題も含め、不登校の未然防止・解消に向けて、学校と家庭、地域が連携を図り、対応します。

学校給食を通して食育を実践することにより、心身ともに健全な子どもたちの育成に努めるとともに、地産地消を積極的に取り入れ、地域産業の活性化にも寄与します。

主な取り組み

施策 1 社会総がかりで取り組む教育の推進

- ① 学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校づくりに努めるとともに、学校評議員制度の検討、保護者や地域の方の参画による学校評価の実施など、地域の実情に応じた学校づくりに努めます。

【具体的な事業】 ●学校評価事業

施策 2 安全・安心な教育環境の整備

- ① 学校施設の老朽化に伴う改修を計画的に実施します。整備にあたっては、安全管理の充実のもとより、障がい児の利便、環境配慮型のやさしい環境施設づくりなどに留意した整備を行います。
- ② 地震や豪雨などの自然災害のほか、様々な場面を想定した避難訓練を実施するなど実効的な防災教育を行い、防災意識の向上を図ります。
- ③ 通学路安全点検の継続実施や不審者情報提供システムの有効活用を図り、学校、家庭、地域が連携して児童生徒の安全確保に努めます。

【具体的な事業】 ●学校施設大規模改修事業
●学校施設空調設備整備事業
●小・中学校児童生徒用椅子整備事業

施策 3 確かな学力を育てる教育の推進

- ① 全国学力・学習状況調査などの結果分析・検証を行い、効果的な活用方法を検討し、学力向上に繋がるよう努めます。
- ② ALT（外国語指導助手）や外国語活動支援員を活用し、外国語教育の充実を図り、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力の育成に努めます。
- ③ 情報教育のための校内 LAN（校内における情報通信ネットワーク）の整備やパソコンの増設、周辺機器の充実をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備に努めます。

【具体的な事業】 ●学校 ICT 環境整備事業 ●国際理解教育推進事業

施策4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進

- ① 児童生徒が生命の大切さや他人を思いやる心を育み、豊かな人間性を身につけるよう効果的な道徳教育を推進します。
- ② 本市の特性や地域の自然、人材を活用した特色ある教育・特色ある学校づくりに努めます。
- ③ 企業からの出前授業や職場体験学習などを実施するなど、将来を担う子どもたちのキャリア教育を推進します。
- ④ 学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の健康管理や体力向上の取り組みを推進します。

【具体的な事業】 ●特色ある学校づくり事業 ●小学校社会科副読本製作事業
●演劇指導等アウトリーチ事業

施策5 特別支援教育の充実

- ① 関係各機関がスムーズな連携を図り、きめ細かな支援に取り組めるよう相談体制の充実を図ります。
- ② 特別な配慮を要する児童生徒に必要な支援を行えるよう学校生活支援員の効果的な配置に努めます。
- ③ 差別のない共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育（障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育）を推進します。

【具体的な事業】 ●特別支援教育相談事業 ●生活支援員配置事業

施策6 教職員の資質・能力の向上

- ① 校内研修や事例研究を通じ、児童生徒に対する分析力や応用力の向上を図り、QU調査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を効果的に活用することによる、いじめの早期発見・防止や不登校傾向にある児童生徒の早期発見に努めます。
- ② ICTを活用した事務環境を整備し、教職員の負担軽減、事務の効率化、学校内・学校間での情報共有を図るとともに、システム整備により生じた余剰労力を児童生徒との共有時間に繋げることにより、さらなる教育の質の向上に努めます。
- ③ 学校事務の情報交換、相互支援、集中処理など学校事務共同実施を充実し、正確で質の高い学校事務の提供に努めます。

【具体的な事業】 ●よりよい学校生活と友達づくり事業
●指導主事配置事業 ●校務支援システム整備事業

施策 7 学校給食の充実と食育の推進

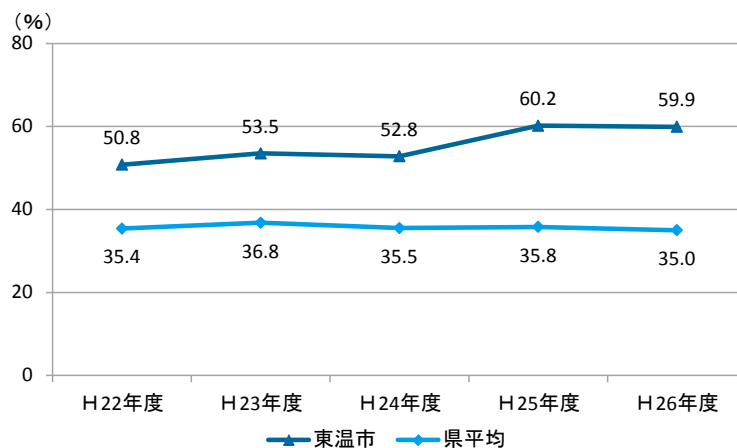
- ① 給食センターの良好な運営により衛生的かつ効率的な調理に努めます。
- ② 「食育」の視点に立った給食センター活用に努めます。
- ③ 地元産食材の使用を促進し、地産地消に努めます。
- ④ 栄養教諭が各学校と連携し、年間計画に基づく食育指導の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●学校給食事業

関連する個別計画

- 第2次東温市食育推進計画（平成26年3月）
- 学校施設等大規模改修基本計画（平成26年10月）
- 東温市教育大綱（平成28年2月）
- 東温市教育基本方針（毎年）

◇学校給食における地場産物活用状況の推移



地産地消給食



セレクト給食



ALTによる電子黒板（ICT）を利用した学習



伝承交流会（特色ある学校づくり）

◇小学校児童数の推移

（単位：学級・人）

区分 年	北吉井小学校		南吉井小学校		拝志小学校		上林小学校	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
H23年	20	498	27	722	7	87	4	32
H24年	20	480	26	732	7	86	4	28
H25年	20	451	26	713	7	90	4	24
H26年	18	461	27	715	7	89	4	22
H27年	19	449	28	694	6	81	4	24
区分 年	川上小学校		東谷小学校		西谷小学校		小学校合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
H23年	19	483	6	50	6	79	89	1,951
H24年	21	492	6	49	6	75	90	1,942
H25年	21	493	5	42	6	66	89	1,879
H26年	21	491	5	37	7	65	89	1,880
H27年	19	490	4	27	6	59	86	1,824

※各年5月1日現在

資料：学校基本調査

◇中学校生徒数の推移

（単位：学級・人）

区分 年	重信中学校		川内中学校		中学校合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
H23年	21	616	11	304	32	920
H24年	23	647	11	286	34	933
H25年	22	626	11	282	33	908
H26年	22	623	11	289	33	912
H27年	22	620	11	302	33	922

※各年5月1日現在

資料：学校基本調査

政策② 青少年の健全育成

目標 地域ぐるみで健全な社会環境づくりに取り組み、すべての子どもが豊かな心を育むまちを目指します

取り組み施策

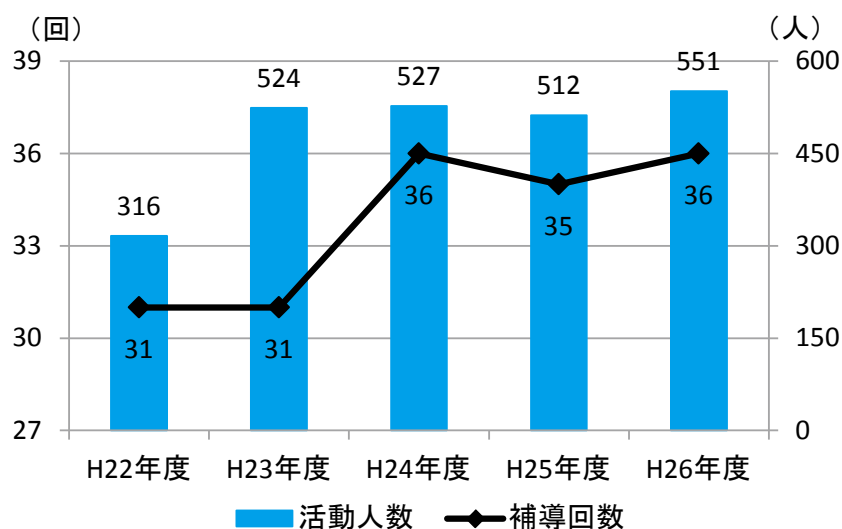
青少年の健全育成

- 1 いじめ・不登校等への組織的対応
- 2 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成活動の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
不登校児童生徒の数	人	9	0
青少年補導件数	件	0	0

◇巡回補導回数・活動人数の推移



現状と課題

少子化や核家族化の進行、情報化の進展など社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下や非行・犯罪の増加、低年齢化、凶悪化等が全国的に深刻な問題となっています。

すべての児童生徒を、心が通い合い、対人関係が構築でき、社会性のある大人に育成するため、小中学校におけるいじめ・不登校問題に、関係者が一体となって組織的に対応する必要があります。

このため本市では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「東温市いじめ防止等のための基本方針」を策定し、いじめに関する情報交換や対応を協議するために青少年問題等協議会を設置するなど体制の整備に努めてきました。

また、青少年補導センターを拠点に青少年補導委員会、青少年健全育成推進協議会、PTA等の関係機関・団体と連携しながら、補導活動や環境浄化活動、相談活動、体験・交流機会の提供など、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

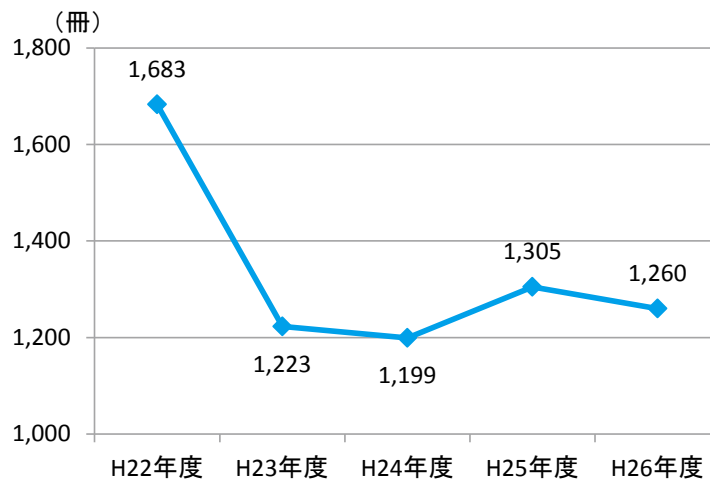
今後も、青少年が家庭、学校、地域社会などあらゆる生活の場において、人権を尊重され、多様な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、未来へ向かって羽ばたけるよう、行政をはじめ、家庭、学校、地域社会がそれぞれの立場を自覚して、より一層連携を密にし、積極的な取り組みを進めていく必要があります。

取り組みの方向性

学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、一体となって、いじめ・不登校等を生まない環境づくりに努めるとともに、いじめ等の早期発見・対処等について迅速に対応します。

青少年の健全育成については、従来通りの街頭補導を継続して実施し、青少年の非行を未然に防止するよう努めます。また、今後も教育委員会を中心にPTA、警察、学校、行政等が連携し、青少年の健全育成を推進します。

◇不良図書回収数の推移



主な取り組み

施策1 いじめ・不登校等への組織的対応

- ① いじめ・不登校問題の重要性について、市民全体に認識を広めるため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組みます。
- ② 「いじめ防止等のための基本方針」を定期的に見直し、いじめの未然防止、早期発見、対処等への取り組みについて、組織として実効的に対応できるよう努めます。

【具体的な事業】 ●いじめ STOP 子ども会議事業

施策2 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成活動の推進

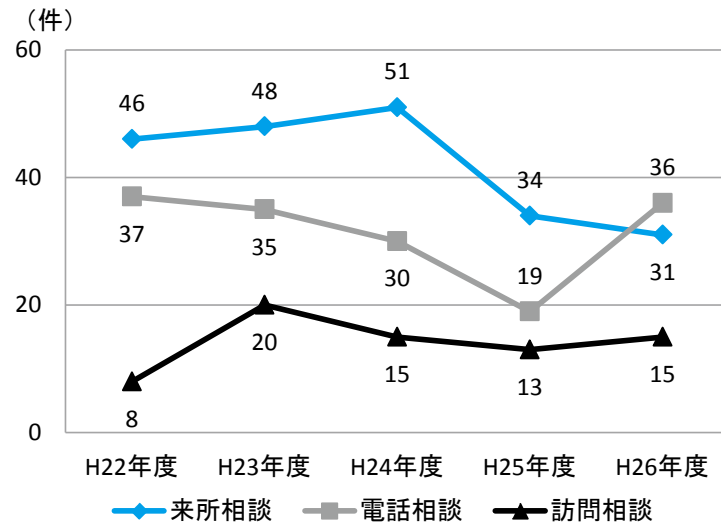
- ① 青少年問題等協議会の充実・活用を図るとともに、関係機関・団体、家庭、学校、地域、行政の連携を一層強化し、総合的に健全育成活動を推進します。
- ② 関係機関・団体を中心とした有害環境の浄化や非行の発見・予防・対応などに関わる各種の活動を支援・促進するとともに、広報・啓発活動の推進などを通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動などを促進し、健全な社会環境づくりを進めます。
- ③ いじめ・不登校、非行、学習方法等の教育問題全般について、児童生徒、保護者からいつでも安心して相談できるよう教育相談活動の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●補導活動及び青少年健全育成事業
●「なめがわ清流の森」宿泊体制整備

関連する個別計画

- 東温市いじめ防止等のための基本方針（平成27年4月）
- 東温市教育大綱（平成28年2月）

◇教育相談件数の推移



補導活動



なめがわ清流の森

政策③ 生涯学習社会の推進

目標 個性、能力を伸ばし、充実した人生を送ることができるまちを目指します

取り組み施策

生涯学習社会の推進

- 1 学び合い高めあう生涯学習の推進
- 2 読書活動の推進と図書館利用の促進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
公民館利用者数	人	76,566	100,000
図書貸し出し者数	人	63,295	70,000



わんぱく広場

現状と課題

国では、少子高齢化やグローバル化など、社会全体が急速に変化する中、一人ひとりが生涯にわたってそれぞれのニーズに応じた学習を能動的・自発的に行い、その成果を社会に生かしていくことのできる生涯学習社会の構築を推進しています。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、中央公民館や川内公民館、分館、図書館等の社会教育施設を拠点に、講座や教室などの事業を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、市民の生涯学習に対するニーズは、教育や文化の範囲にとどまらず、生活や地域社会の課題などへ広がりをみせるなど、ますます多様化、高度化しており、市民ニーズと社会の要請に適切に応える学習機会の提供が求められています。

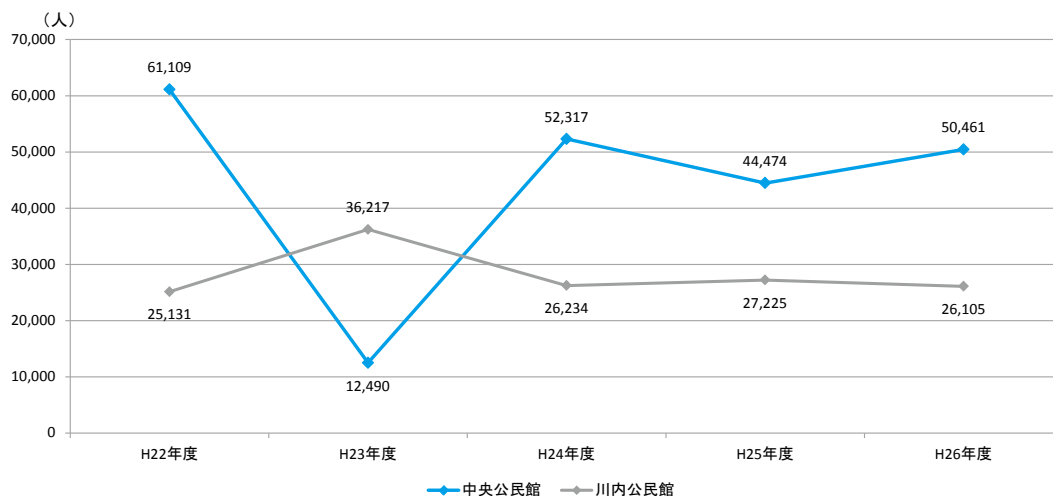
このため、趣味教養から社会の課題やまちづくりのための講座まで幅広く充実強化し、大学や民間と連携するとともに、各種教養講座・教室の内容をより充実させ、より市民のニーズに沿った生涯学習の場を提供していくことが必要となっています。

取り組みの方向性

生涯学習推進委員会の充実を図り、学社連携を推進し、学び合い、高めあう生涯学習を推進します。また、各種団体との連携により、各世代のニーズに添った講座を機動的に実施します。

図書館においては、利用しやすい環境整備や、学校図書館との連携・協力体制を充実し、親しみのある図書館づくりを推進します。

◇公民館利用者数の推移



※ H23年度は、「中央公民館耐震補強大規模改造工事」の実施により利用者数が減少

主な取り組み

施策1 学び合い高めあう生涯学習の推進

- ① 学び合い高めあうことができるまちを実現するために、様々な変化に応じた学習機会の提供、学習内容の向上に努めます。
- ② 公民館を拠点に活動している団体が、その成果を発表し、地域での活動に生かすことのできる体制の整備に努めます。
- ③ 社会教育関係団体などとの連携を強化し、活動の支援制度の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●家庭教育学級事業 ●各種講座開催事業
●社会教育団体連携事業 ●公民館改修事業
●わんぱく広場・Jr. リーダー育成講座開催事業
●文化活動推進事業 ●各種自主活動事業

施策2 読書活動の推進と図書館利用の促進

- ① 市民ニーズの的確な把握と対応により、施設・設備の整備や図書館資料の充実を図り、利用者が快適に利用できる新鮮で魅力ある図書館づくりに努めます。
- ② 「第2次とうおん子ども読書活動推進計画」に基づき、各種イベントなどの実施により、親しみのある図書館を目指して、学校図書館と連携・協力して子どもたちの読書活動の助長に努めます。

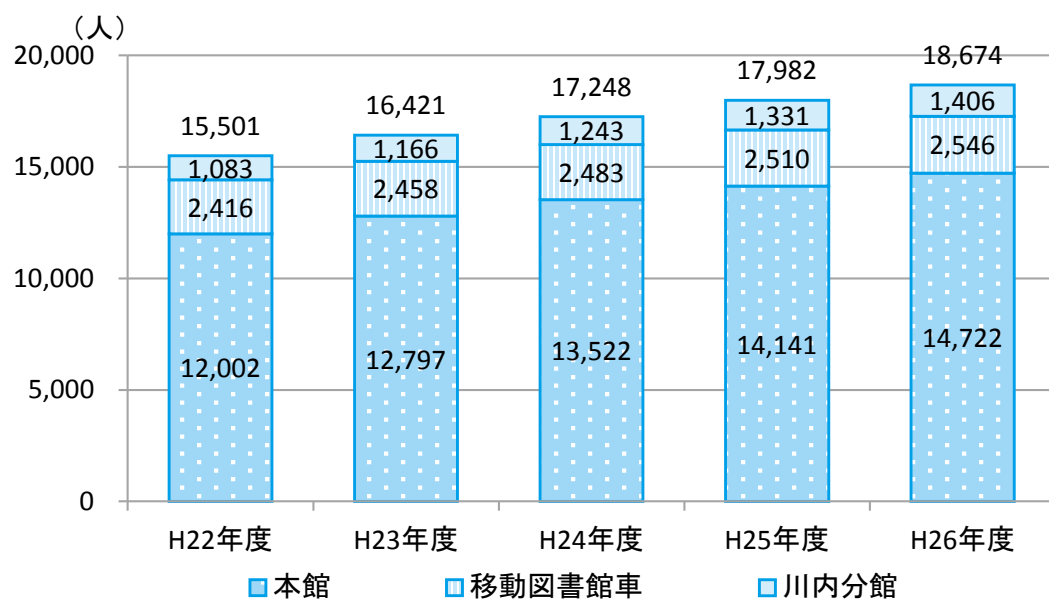
【具体的な事業】 ●図書館資料収蔵場所等大規模改修工事
●図書館管理システム更新事業
●子ども読書活動推進事業

関連する個別計画

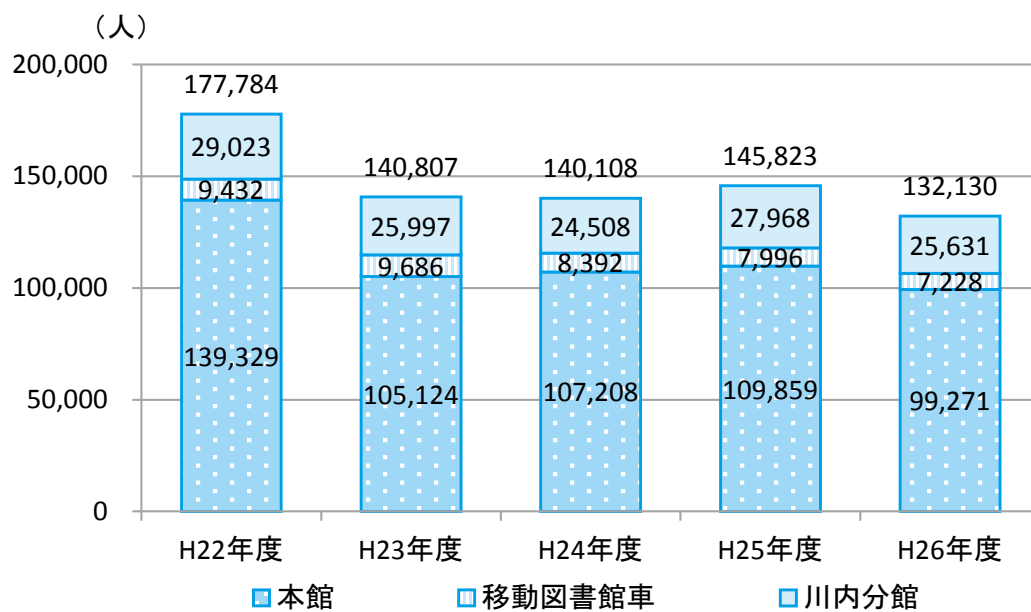
- 第2次とうおん子ども読書活動推進計画（平成24年3月）
- 東温市教育大綱（平成28年2月）

◇図書館利用状況の推移

〈貸出利用登録者総数〉



〈来館者数〉



政策④ 文化・スポーツの推進

目標 誰もが、文化・芸術やスポーツに親しむことができるまちを目指します

取り組み施策

文化・スポーツの
推進

- 1 地域文化の継承・発展と文化財の保存・活用
- 2 スポーツ活動の充実・促進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
文化活動団体登録数	団体	62	80
文化協会加入者数	人	996	1,200
指定無形民俗文化財保存団体数	団体	7	7
体育施設利用者数	人	354,095	360,000
スポーツ少年団登録指導者数	人	82	100



向井古墳史跡公園



文化祭（芸能発表会）

現状と課題

超高齢社会を迎える中で、文化・スポーツは、次代を担う青少年の健全育成、世代間の交流、地域コミュニティの醸成などに資するもので、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものです。

本市では、文化協会加盟の芸術・文化団体が中央公民館や川内公民館などの施設を利用して様々な芸術・文化活動を行っています。

また、スポーツの振興は、市民大運動会や各種スポーツ大会の開催のほか、体育協会やスポーツ少年団等と連携を図りながら、市民の健康づくりや地域交流の促進に努めています。

今後、創造的なまちづくりを進めるためには、文化活動の推進や、各種スポーツ大会をさらに充実させるとともに、社会環境の変化等も見据え、誰もが文化・芸術やスポーツに親しむことができる機会の創出や活動を積極的に進めていく必要があります。

取り組みの方向性

市民力を生かした個性豊かな文化の創出と「ふるさと東温づくり」に向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

また、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツ推進委員と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション活動の振興と効果的なPRによる参加促進を図ります。



市民大運動会



北方の獅子舞

主な取り組み

施策1 地域文化の継承・発展と文化財の保存・活用

- ① 文化祭や市民大学、各種講演会、コンサートなど、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進めるとともに、民間の劇場との連携により、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。
- ② 先人が築き永く継承・保存してきた文化財・歴史資料を次世代へ継承するため、保護に取り組みます。
- ③ 地域に残された伝統文化を継承していくため、後継者の育成などを支援し、体制の強化を図ります。
- ④ 収蔵資料を積極的に展示・公開し、ホームページに情報公開するなど、市民の歴史・文化の意識高揚を図ります。

【具体的な事業】 ●公民館活動事業 ●歴史民俗資料館事業 ●埋蔵文化財事業

施策2 スポーツ活動の充実・促進

- ① 市民が生涯にわたって、身近にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、誰もが利用しやすいスポーツに親しむ場として、体育施設などの充実と利活用の促進を図ります。
- ② 「東温市スポーツ振興基本計画」に基づき、市民のニーズやライフステージに応じた、誰もが参加しやすいスポーツ機会の提供に努めます。
- ③ 各種事業の展開にあたっては、体育協会などとの連携を強化し、市民のスポーツ活動の推進に努めます。
- ④ えひめ国体・大会の開催を契機に、今後、市民とスポーツ・レクリエーション関係者、行政の「協働」により、さらなるスポーツ環境の整備に努めます。

【具体的な事業】 ●各種スポーツ大会開催事業 ●体育施設管理運営事業
●プロスポーツ応援事業 ●えひめ国体・大会開催事業
●えひめ国体開催施設整備事業
●かすみの森公園多目的広場トイレ新築事業
●市民大運動会開催事業

関連する個別計画

■ 東温市スポーツ振興基本計画（平成20年3月）

■ 東温市教育大綱（平成28年2月）

◇指定文化財内訳

	有形文化財		無形 民俗文化財	記念物			合 計
	建造物	美術工芸品		史 跡	名 勝	天然記念物	
国指定	2	0	0	0	0	2	4
県指定	0	3	1	1	0	2	7
市指定	9	14	6	4	3	22	58
合 計	11	17	7	5	3	26	69



第5章 みんなでつくる協働・自立のまち

政策① 人権尊重のまちづくりの推進

目標 市民一人ひとりが人権を尊重する、差別のないまちを目指します

取り組み施策

人権尊重の
まちづくりの推進

- 1 市民のすべてが実践する人権教育の推進
- 2 あらゆる場を通じた人権啓発活動の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
人権講演会や研修会の開催回数	回	7	8
人権啓発事業の実施回数	回	19	22
人権に関する相談窓口の設置回数	回	36	36

現状と課題

「人権の世紀」と言われる21世紀において、人権の尊重が平和の基礎であるという世界的な共通認識のもと、我が国においても、真に心豊かな社会の実現のため、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されるなど、人権尊重社会の確立に向けた様々な取り組みが進められています。

本市では、人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに日常での態度や行動につながる人権感覚が身に付くよう、講演会・研修会の開催、啓発リーフレットの配布、企業訪問等、様々な方法で人権問題解決に取り組んでいます。

しかし、依然として、同和問題をはじめとする子どもや女性、高齢者、外国人、障がいのある人などの従来からの人権問題が存在しており、また、情報化の進展によるインターネットを悪用した名誉毀損、プライバシーの侵害等の新たな人権課題も生じています。

このため、市民一人ひとりが人権問題を身近なこととして受け止め、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解や認識を持ち、問題解決に取り組めるよう、人権教育協議会など関係機関・団体と連携しながら、講座や講演会の開催、広報・啓発活動を継続的かつ効果的に推進していく必要があります。

取り組みの方向性

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、人権に関する知識・理解を深め、人権意識を高めていくために、今後も引き続き講演会や研修会を積極的に開催し、関係機関等とも連携を図りながら、人権教育や啓発活動を推進するとともに、人権侵害に対する適切な対応に努めます。



社会を明るくする運動（東温市大会）

主な取り組み

施策1 市民のすべてが実践する人権教育の推進

- ① 市民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、人権教育を継続的かつ効果的に推進します。また、人権教育協議会の活動支援や庁内関連部門と関係機関・団体相互の連携強化を図りながら、指導者の育成に努めます。

【具体的な事業】 ●研修会等開催事業 ●企業訪問活動事業

施策2 あらゆる場を通じた人権啓発活動の推進

- ① 学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を継続的かつ効果的に推進し、人権意識の普及・高揚、差別のない社会の実現を目指します。また、人権擁護機関など関係機関との連携のもと、人権相談の充実を図るとともに、人権侵害などに対する適切な対応に努めます。

【具体的な事業】 ●人権対策協議会支援事業 ●福祉館管理運営事業
●人権啓発事業 ●社会を明るくする運動等事業

関連する個別計画

- 東温市障害者基本計画（平成27年3月）
- 東温市教育大綱（平成28年2月）
- 第2次東温市男女共同参画計画（平成28年3月）



人権講座



人権の花運動



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

政策② 男女共同参画社会の形成

目標 あらゆる場において共に生き共に築く協働のまちを目指します

取り組み施策

男女共同参画社会 の形成

- 1 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 2 男女が共に参画するまちづくり
- 3 男女が共に働きやすい環境の整備
- 4 男女が健やかに安心して暮らせるまちづくり

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
女性のいない審議会などの割合	%	18.2	10.0
審議会などにおける女性委員の割合	%	25.5	40.0



男女共同参画計画策定委員会



男女が参加する審議会等
(まち・ひと・しごと創生総合戦略会議)

現状と課題

あらゆる場において、男女が人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、今後、女性が希望に応じて職業生活で活躍できる環境の整備が進められます。

愛媛県においても、平成22年度に「第2次愛媛県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

本市では、広報・啓発活動や講演会・研修会の開催、審議会等への女性の登用促進、女性団体への活動支援等、男女共同参画についての市民の理解浸透や女性の社会参画に努めていますが、依然として女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識は根強く残っているため、「第2次東温市男女共同参画計画（平成28年度～平成37年度）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進していく必要があります。

取り組みの方向性

少子高齢化の急速な進展や家族状況・地域環境の変化などにより、この10年間で社会情勢が大きく変化しています。配偶者等からの暴力防止や職業生活における女性の活躍推進なども含め、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、市民や事業所等と連携しながら、総合的・計画的に施策を推進します。



男女共同参画研修

主な取り組み

施策 1 男女共同参画の視点に立った意識改革

- ① 男女共同参画についての理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。
- ② 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動の推進や相談体制の充実に努めます。

【具体的な事業】 ●男女共同参画啓発事業

施策 2 男女が共に参画するまちづくり

- ① 審議会等への女性委員の積極的な登用や、各種団体等における女性の参画を促進します。

【具体的な事業】 ●女性委員登用促進事業

施策 3 男女が共に働きやすい環境の整備

- ① 「男女の雇用の均等な機会と待遇の確保」や「セクシュアル・ハラスメント等の防止」に関する啓発を行います。
- ② 仕事と生活の調和に向けて、子育て支援や介護施策の充実を図るほか、育児・介護休業制度などの周知・活用を促進します。
- ③ 職業生活における女性の活躍推進を図るため、女性管理職の登用などの推進や女性の人材育成・能力開発に努めます。

【具体的な事業】 ●女性活躍推進啓発事業

施策4 男女が健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ① 生涯を通じて男女の健康に対する意識の向上と健康保持のための支援を推進します。
- ② 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備を推進し、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援に努めます。

【具体的な事業】 ●介護休業制度周知促進事業

関連する個別計画

- 第2次東温市男女共同参画計画（平成28年3月）



男女共同参画講演会

政策③ 地域コミュニティの育成

目標 活発なコミュニティ活動が展開される、地域主体の活力あるまちを目指します

取り組み施策

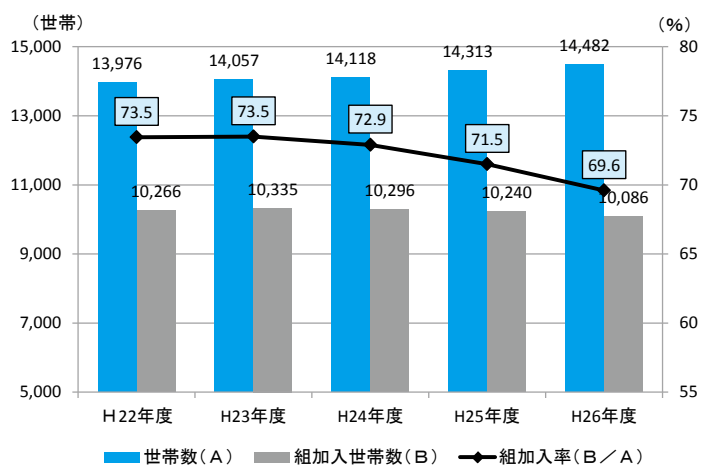
地域コミュニティの
育成

- 1 コミュニティ意識の高揚
- 2 コミュニティ施設の整備充実
- 3 コミュニティ活動の活性化支援
- 4 集落の維持活性化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
組加入率	%	69.6	80.0
地域おこし協力隊員数	人	—	5
集落支援員数	人	—	5

◇組加入世帯数の推移



現状と課題

コミュニティ意識は、地域の連携や助けあいの基本となるもので、市民生活には欠かせない重要な要素です。近年、核家族化、情報化の進展などによる価値観や生活様式の変化により、地域課題も複雑かつ多岐にわたっており、市民相互の連帯意識の希薄化、地域活動の担い手不足などが課題となっています。

本市では自治会が中心となって、伝統文化やスポーツ、美化・清掃などの地域に根ざした様々なコミュニティ活動が行われてきましたが、福祉や子育て、防犯・防災などの分野において、今まで以上にコミュニティ活動の活発な展開が望まれています。

また、各地域の集会施設は、老朽化や耐震不足により活動拠点としての機能に支障を来しており、さらなる自治機能の向上やコミュニティ活動の活性化に繋げるため、また、災害時などの避難施設としての役割を十分発揮できるよう、コミュニティ施設の整備を支援していく必要があります。

取り組みの方向性

地域コミュニティの活性化を図っていくため、地域課題の解決に向けた新たな活動などを支援・推進するとともに、主体的なコミュニティ活動の促進に向け、各地の特色あるコミュニティ活動の情報発信を強化します。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる地区集会所等の整備（耐震改修を含む）についても引き続き積極的に取り組んでいきます。



山之内集会所

主な取り組み

施策1 コミュニティ意識の高揚

- ① コミュニティ活動の目的や必要性等を周知し、市民のコミュニティ意識の高揚及び自治会への加入促進に努めます。

【具体的な事業】 ●区長会運営事業

施策2 コミュニティ施設の整備充実

- ① 活動拠点となる地区集会所やレクリエーション施設などの整備充実を支援していくとともに、これらの施設の地域住民による自主管理・運営体制の充実を促進します。

【具体的な事業】 ●コミュニティ施設整備事業補助金
●コミュニティ施設耐震改修事業

施策3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① 地域住民相互の連絡、環境の整備、地域環境美化、地域交流など、コミュニティ活動を支援する自治活動推進事業の促進に努めます。

【具体的な事業】 ●自治活動推進委託事業 ●とうおん地域通貨事業

施策4 集落の維持活性化

- ① 地域住民が自ら行う地域課題の解決に向けた取り組みの支援や、外部人材を積極的に活用した地域住民との連携による集落の維持活性化に努めます。

【具体的な事業】 ●集落支援事業 ●地域おこし協力隊導入事業
●研究機関等連携推進事業 ●頑張る中山間地域等支援事業



集落支援活動（河之内地区）



集落支援活動（滑川地区）



地域おこし協力隊募集説明会

政策④ 市民と行政との協働のまちづくりの推進

目標 多様な市民参加による協働のまちを目指します

取り組み施策

市民と行政との協働
のまちづくりの推進

- 1 協働のまちづくりの総合的推進
- 2 広報・広聴活動の充実
- 3 情報公開の推進
- 4 まちづくりに関する学習機会の提供
- 5 行政計画策定等へ参画・協働の促進
- 6 多様な市民団体、ボランティア等の育成

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
市民提案事業件数	件	—	5
まちづくり団体等の組織化数	団体	—	1



とうおん未来会議

現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少傾向が続く中で、地域の抱える課題や住民ニーズは複雑・多様化していますが、財政状況が厳しさを増す中で、行政だけでは対応が困難なケースも生じています。

そのため、行政情報の公開・提供を積極的に行い、市民と行政との情報・意識の共有化を図りながら、多様な住民参画・協働の仕組みを確立していく必要があります。

本市では、広報とうおんやホームページを中心として情報を発信するとともに、意見箱の設置や各種アンケート調査の実施などにより、市民ニーズの把握を行っています。また、「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会などを通じた市民参画による各種行政計画の策定・推進、各種市民団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。

今後は、こうした取り組みをさらに充実し、すべての分野で市民と行政が一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、新たな時代の市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

また、国際化が進展し、国外からの交流人口や市内に在住する外国人の増加が見込まれる中で、相互の理解を深めあうための環境づくりが必要です。

取り組みの方向性

市民と行政との協働のまちづくりの推進のためには、市民への積極的な情報公開により、情報、意識の共有化が重要です。今後、広報・広聴活動の充実を図るため、ホームページの充実や電子メールの活用など、時代に即した広報活動に取り組みます。

また、市民主体のまちづくりを推進するため、ワークショップなど学習機会の提供を行うとともに、まちづくりに関わる市民の交流機会の拡充を図ります。



市ホームページ



広報とうおん

主な取り組み

施策 1 協働のまちづくりの総合的推進

- ① 市民が主体となった地域づくりを推進するため、市民や市民団体が自ら企画立案し、発表できる機会や多世代が気軽に交流できる場を設けるなど、協働のまちづくりを目指し総合的、計画的な施策の展開を図ります。

【具体的な事業】 ●多世代交流拠点運営管理事業 ●市民提案活動支援事業

施策 2 広報・広聴活動の充実

- ① 広報とうおんをはじめとする各種刊行物の内容充実など広報活動の充実に努めるとともに、意見箱の設置や各種アンケートの実施をはじめとする多様な広聴活動を推進します。
- ② ホームページの定期的な内容の充実及び有効活用を図り、双方向性の広報・広聴活動を推進します。

【具体的な事業】 ●地方創生総合サイト運用管理事業 ●広報事業

施策 3 情報公開の推進

- ① 市民参画による公正で開かれた市政を推進するため、文書管理体制の充実のもと、「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護に留意しながら情報公開を推進します。

【具体的な事業】 ●情報公開・個人情報保護事務

施策 4 まちづくりに関する学習機会の提供

- ① 市民の積極的な参画による地域づくりを推進するため、ワークショップなどのまちづくりに関する学習や交流の機会の提供に努めます。

【具体的な事業】 ●とうおん未来会議開催事業

施策5 行政計画策定等へ参画・協働の促進

- ① 審議会や委員会などの委員の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントの活用を一層推進し、各種行政計画の策定・実施・評価・見直し、行政評価等への市民の参画・協働を促進します。

【具体的な事業】 ●各種計画等策定業務

施策6 多様な市民団体、ボランティア等の育成

- ① 既存の各種市民団体の自主的な活動を積極的に支援します。

【具体的な事業】 ●まちづくり団体等育成事業



ボランティア活動（重信川清掃活動）



区長連絡会市議会議員ミーティング



多世代交流拠点づくりワークショップ

政策⑤ 自立した自治体経営の推進

目標

行政サービスの効率化に努め、市民ニーズへの適切な対応と健全な行政運営のまちを目指します

取り組み施策

自立した自治体経営 の推進

- 1 自主性・自立性の高い自治体運営の推進
- 2 組織・機構の改革
- 3 行政評価システムの検証と行政運営
- 4 電子自治体の推進
- 5 広域行政の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値（H26）	目標値（H32）
市税収納率（一般会計）	%	96.2	96.7
債券運用額	億円	2	15
行政情報配信メールの登録者数	人	649	2,000
松山圏域連携中枢都市圏における 連携事業実施数	件	—	12

現状と課題

景気の低迷や少子高齢化など社会・経済情勢の急速な変化により、市民税をはじめ自主財源が減少傾向にある中、合併算定替（合併がなかったと仮定して算定した交付税額）終了により地方交付税も減少する一方で、社会保障関係費は増加傾向にあるなど、財政状況は極めて厳しさを増しています。

これまで本市では、「行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づき、組織・機構の再編、補助金・手数料の見直し、指定管理者制度の導入などの行財政改革への取り組みやICT（情報通信技術）を活用した行政コストの縮減、業務の効率化など、よりスリムで市民満足度の高い行政運営を目指し取り組んできました。

しかしながら、本市を取り巻く環境の変化や市民ニーズの複雑・多様化などにより、従来の価値観や手法では対応できない課題も多くなっています。

今後、健全で持続可能な自治体経営を進めていくためには、さらなる行財政改革への積極的な取り組みを推進し、基礎自治体としての自主性・自立性の向上や長期的な視点に立った行財政基盤を確立していく必要があります。

また、本市だけでは解決困難な共通課題などについては、広域的な視野に立ち、県や周辺自治体との連携による施策の展開や共同実施などを積極的に進めていく必要があります。

取り組みの方向性

行政サービスの水準を低下させることなく、個性的で自立したまちづくりを進めるため、「行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づく、さらなる行財政改革を積極的に推進し、県や周辺自治体との連携を図りながら、市民サービスの一層の向上、職員の意識改革・資質向上に努めます。

また、市民・事業者との役割分担の適正化を図り、事務事業の簡素化やICTの活用による業務の効率化・迅速化を推進し、多様なニーズに素早く対応します。

主な取り組み

施策 1 自主性・自立性の高い自治体運営の推進

- ① 事務事業を見直し優先度や実施効果などに配慮した財源の配分に努め、民間活力やノウハウを活用するなど、さらなる行政サービスの向上と行政経費の節減、合理化を進めます。
- ② 市税や使用料の徴収強化の取り組みを推進し、さらなる収納率の向上を図るとともに、長期保有基金の効果的な運用、企業誘致による新たな市税収入の確保など、適正かつ安定的な財源確保に努めます。
- ③ 財政指標の分析や、新公会計制度の活用により財政状況を的確に把握し、将来を見据えた健全かつ効率的な行財政運営を推進します。
- ④ 歳入に見合った歳出を基本に予算編成を行い、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、事務改善、経費削減に取り組みます。

【具体的な事業】 ●庁舎設備・機器更改業務 ●庁舎管理事業
●市税滞納整理事業 ●支所施設維持管理事務

施策 2 組織・機構の改革

- ① 事務事業の見直しや、新たな行政需要に対応した事務組織の再編、市民ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を図るため、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された組織・機構の編制を行います。

【具体的な事業】 ●人事管理業務

施策 3 行政評価システムの検証と行政運営

- ① 現在実施している事務事業評価（事前・事後）、施策評価から事務事業を分析し、予算・決算と連動したシステムへの改革・改善を図りながら、行政評価システムの検証を行うとともに、地域の実情に応じた行政サービスが提供できるよう、より一層質の高い効率的で効果的な行政運営を図ります。

【具体的な事業】 ●行政評価事務

施策4 電子自治体の推進

- ① 市民サービス向上のため、住民記録、税務、福祉、財務会計等総合行政システム及び統合型GIS（地図情報システム）の安定的かつ継続的な稼働に努めます。
- ② 職員の行政事務の効率化を図るため、インターネット、グループウェア（職員間の情報共有を図るための庁内ネットワーク）等、情報系システムの安定的かつ継続的な稼働に努めます。
- ③ 市民が必要とする情報をホームページや行政情報配信メールを通して提供するとともに、誰もが簡単に利用できるシステム環境の維持・向上に努めます。
- ④ 施設予約、図書館蔵書検索及び申請書ダウンロード等インターネットを活用した手続きの利便性の向上を図ります。
- ⑤ 社会保障・税番号制度に対応した、総合行政システムの改修やネットワークセキュリティを確保し、制度の適切な運用に努めます。

【具体的な事業】 ●情報管理業務 ●情報系システム運用管理業務
 ●基幹系システム運用管理業務 ●統合型GIS運用管理業務
 ●地域イントラネット運用管理業務 ●eLTAX管理運営事業

施策5 広域行政の推進

- ① 県と県内20市町の連携により、共通課題の解決や新たな連携施策の創出など、広域的な施策の展開を推進します。
- ② 松山圏域3市3町の一体的かつ持続的な発展を図るため、圏域の強みや特色を生かした連携施策を推進し、松山圏域ビジョンに基づく魅力ある都市圏の形成に努めます。

【具体的な事業】 ●松山圏域連携中枢都市圏推進事業

関連する個別計画

- 第3次東温市行政改革大綱・実施プラン（平成26年2月）
- 東温市税徴収計画（毎年）
- 普通会計中長期財政計画（毎年）



航空写真